

# 甲賀市教育振興基本計画 後期計画

平成26年(2014年)4月

甲賀市教育委員会

## はじめに

平成21年度を初年度とする10年間を見通し、甲賀市の教育がめざす姿と5年間で取り組む計画的な施策を示した「甲賀市教育振興基本計画」がその中間年次を迎えました。

人口減少・少子高齢社会の到来は本市においても例外ではなく、その歩みは確実に進行してきています。

人口減少社会はこれまでも増して、そこに生きる一人ひとりのあり様が問われる時代であり、「自立」「協働」「創造」の質がわがまちの将来を決するといっても過言ではありません。市民すべてが「生まれてよし」「住んでよし」「生きてよし」を実感いただくためには、甲賀市の将来にわたる安定的かつ持続的な発展にむけて、市民一人ひとりがそれぞれの地域や本市のまちづくりに積極的に参画する「実践者」とならなければなりません。

「人づくり」を担う教育の役割がますます重要性を増している所以もここにあります。

平成22年2月に「甲賀市教育振興基本計画」を策定して以降、次代を担う児童生徒・青少年が健全に育ち、市民の学びのニーズに応えられる安全安心な学習環境の整備、市民が誇りその絆を育む文化の伝承と創造など、「人 自然 輝きつづける あい甲賀」の実現に向けてその取り組みを進めてきました。しかしそれらはまだ「道半ば」であり、特に、児童生徒の学力や規範意識、社会性の育成や学びへの意欲関心の育成等々、喫緊の課題も多く出現してきています。

今回策定した「甲賀市教育振興基本計画 後期計画」では、「甲賀市教育振興基本計画」に掲げる10年を通じてめざす教育の姿を継承しながら、これまでの成果や課題を見極め、平成26年度から向こう5年間で甲賀市の教育がめざす、「自立」と「共生」、そして、市民一人ひとりの自己実現が可能な社会づくりに向けた教育の基本的な方向や重点施策等を取りまとめたものです。

ぜひ、一人でも多くの市民の皆様が本市がめざす甲賀の教育、「人づくり」の姿を共有していただき、皆様とともに考え、ともに実践しながら本計画を着実に推進してまいります。

平成26年（2014年）4月

甲賀市教育委員会

## ＜ 目 次 ＞

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	6
3. 計画の期間	7
4. 計画で取り扱う「教育」の範囲	7

### 第2章 甲賀市の教育をめぐる状況

甲賀市の教育	8
1. 家庭教育への支援	14
2. 就学前教育の充実	14
3. 学校教育の充実	15
4. 特別支援教育の充実	17
5. いじめの防止・不登校児童・生徒等への支援	19
6. 外国人児童・生徒への支援	21
7. 食育の推進	22
8. 読書活動の推進	23
9. 公民館活動の充実	24
10. 人権教育の推進	25
11. 青少年の健全育成	26
12. 生涯スポーツの推進	27
13. 文化財の保護と活用	28
14. 文化・芸術・芸能の振興	30

### 第3章 10年間でめざす「甲賀市の教育」の姿

1. 教育方針	32
たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる	
2. 教育目標	33
(1) とともに学び とともに育つ	
(2) 読書と体験をとおして豊かな心を育む	
(3) 魅力ある地域の人、モノを活かす	
3. 教育施策推進の基本的方向	34
4. 教育施策の柱	41

## 第4章 今後5年間に取り組む教育施策

教育施策の体系	42
1. 家庭教育	45
2. 就学前教育	47
3. 学校教育	50
4. 社会教育	54
5. 歴史、文化財保護及び文化振興	63

## 第5章 教育環境整備計画

1. 学校・園の適正規模と適正配置の見直し	70
2. 耐震性の確保を図る整備の推進	73
3. 教育環境の質的な向上を図る整備の推進	73
4. 安心して安全な給食を提供する施設整備の推進	73

## 第6章 計画を推進するために必要なこと

1. 安全管理に対する取り組み	74
2. 子どもたちの6つの生活習慣	76
3. 教育委員会機能の充実	77
4. 進捗状況の点検と評価	78
5. 関係者の役割分担と連携協力	80
6. 市民の意見等の把握と反映	81
7. 計画の見直しと新たな課題への対応	82

## 参考資料

関係法令	84
教育基本法	84

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 国・県の状況

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法では、知・徳・体の調和がとれた人格を備え、生涯にわたって自ら学び続ける個の確立、公共の精神を尊び主体的に社会の形成に参画・寄与する国民、先人が育んできたわが国の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する日本人の育成を教育の目標に掲げています。

世界はグローバル化や情報通信技術の目覚ましい進展に伴い、変化が激しく先行き不透明な社会に移行しています。このような状況はわが国はもとより私たちの地域社会にもさまざまな影響を及ぼし、既存の「社会システム」の転換が求められています。

一方、わが国では、「少子化・高齢化の進展による社会全体の活力低下\*<sup>1</sup>」や「厳しさを増す経済環境と知識基盤社会\*<sup>2</sup>への移行」、「社会のつながりの希薄化」など、多くの課題を抱え、将来を見据えた確かな対応が強く求められています。

このような中で進める教育行政は、教育基本法の理念実現にむけて、社会経済情勢の変化及び将来展望を十分に踏まえ、教育の在り方を具体的に検討し、必要な政策を確実に実行し「教育立国」をめざさなければなりません。

このことから、具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であり、教育基本法第17条第1項で、「教育振興基本計画」を定めることが規定されています。

<教育基本法(抜粋)>

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

\*1 2060年にはわが国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されている。このことにより、生産年齢人口の減少、わが国経済の規模の縮小、税収の現象、社会保障費の拡大が懸念されている。

\*2 「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義されている。「知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会」を指す。平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」

## ① 国の第2期教育振興基本計画

平成20年（2008年）7月に策定された第1期計画は、平成20年から平成29年までの10年間を通じてめざすべき教育の姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を次のように示しています。

### ■ 10年間を通じてめざすべき教育の姿

- ア 義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して生きていく基礎を育てる
- イ 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

### ■ 5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

- ア 社会全体で教育の向上に取り組む
- イ 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
- ウ 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- エ 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

「第2期教育振興基本計画（平成25年（2013年）6月策定）の策定にあたり、第1期計画の中間年次における進捗状況は、「学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在」すること、また一方で、「コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上」してきていること、などを踏まえ、『10年を通じてめざすべき教育の姿』の達成はいまだ途上」としたうえで、今後の方向性を、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築することとし、教育行政の4つの基本的方向（ビジョン）と8つの成果目標（ミッション）を掲げています。

### ■ 4つの基本的方向（ビジョン）と8つの成果目標（ミッション）

1. 社会を生き抜く力の養成
  - (1) 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）
  - (2) 課題探求能力の修得（大学～）
  - (3) 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）
  - (4) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
  - (5) 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
  - (6) 意欲ある全ての者への学習機会の確保
  - (7) 安全・安心な教育研究環境の確保
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
  - (8) 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

## ② 滋賀県の第2期教育振興基本計画

国の教育振興基本計画（第1期計画）策定を受け、平成21年（2009年）7月16日に「第1期滋賀県教育振興基本計画」が策定されました。その概要は次のとおりでありました。

### ■基本理念：未来を拓く共生社会へ〔自律性（自律）・協働・共生（共生社会）〕

#### 「滋賀がめざす人間像」

滋賀の人々が育み、抛り所としてきた「近江（淡海）の心」を受け継ぎ、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人

そして、10年間の教育の基本目標を、次のように掲げています。

### ■教育の基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

#### ～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

- ・ 未来を拓く「人づくり」にしっかりと取り組むとともに、多様化する教育課題に対応するため、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支える。
- ・ 常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的に習得していくことができるよう、県民が生涯にわたって学習することのできる環境をつくる。

- ### ■教育施策の観点：
- ア 子どもたちの「生きる力」を育む
  - イ 社会全体で子どもの育ちを支える
  - ウ 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

「第2期教育振興基本計画」の策定にあたり、中間年次における第1期計画の進捗状況は、「…基本目標の達成に向けて一定の成果を上げている」一方で、今後もさらに、子どもの「生きる力」を育むための取り組みや子どもの育ちを支える取り組み、生涯学習社会づくりに向けた取り組みを進めて行く必要があり、その基本目標の達成は未だ途上にあるとしたうえで、「第2期教育振興基本計画」では、滋賀の教育がめざす姿を次のように示しています。

### ■滋賀の教育がめざす姿

1. 基本理念：未来を拓く共生社会へ ～人とともに 琵琶湖とともに～  
滋賀県基本構想『未来を拓く8つの扉』（平成23年3月策定）

2. めざす教育の姿：「自立と共生」に向け、主体性、社会性を育む教育
3. めざす人間像：
  - ア 自立し、さまざまな人々や自然と共生できる人
  - イ チャレンジし、新しい時代をきり拓く力を備えた人
  - ウ 「近江の心」を受け継ぎ、地域社会に貢献できる人

※「近江の心」とは

- 中江藤樹先生の言葉である「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠をもって交わろう」の言葉にある異文化を理解する心
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然を大切にしてきた近江人の環境を大切にする心

4. 教育の基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
～学び合い支え合う「共に育つ」滋賀の教育～  
3つの基本的方向性
  1. 子どものたくましく生きる力を育みます
  2. 子どもの育ちを支える環境をつくります
  3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興します

(2)「甲賀市教育振興基本計画 後期計画」の策定

平成22年（2010年）2月に策定した「甲賀市教育振興基本計画」は、以降10年間を通じてめざすべき教育の姿と、平成21年度から25年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を示しています。

その概要は次のとおりです。

**1. 教育方針**      **たくましい心身と郷土への誇りを持つ人を育てる**

「教育は人づくりであり、まちづくりの基礎」であるとしたうえで、「為すことによって学ぶという教育の原理を土台とし、甲賀の明日を担う市民すべてが、恵まれた環境を活かした様々な体験をとおして、豊かな人間性を培い、郷土を愛し、未来を切り拓くたくましさを育むこと」を、甲賀市の教育がめざすとしています。

**2. 教育目標**

目的に向かう目標として次の3つの柱を設定しています。

- 教育目標1**    **すべての子どもが仲間とともに学ぶ**
- 教育目標2**    **読書をとおして豊かな心を育む**
- 教育目標3**    **魅力ある地域の人、モノを活かす**



そして、「家庭教育」「就学前教育」「学校教育」「社会教育」「歴史、文化財保護及び文化振興」の各分野で、3つの教育目標に迫るための教育施策を推進する基本的方向を示すとともに、具体的施策を掲げています。

本市の教育は、このような基本計画の具現化に向けて今日まで取り組んできました。

計画策定から5年が経過し、その進捗状況を検証した結果、3つの教育目標の達成に向けて、安全な教育環境の整備等一定の成果がみられる一方で、学力向上やいじめ・不登校問題、特別支援教育、青少年の規範意識、コミュニケーションを含む社会性の育成や学びへの意欲・関心、就学前教育・小学校教育・中学校教育の澁みない接続、義務教育終了後の相談体制、学校・家庭・地域の連携と更なる教育力、青少年リーダーの育成、青少年の集いの場所提供、地域活動での出番づくり、「いつでも、誰でも、どこでも」学びたいときに学び地域づくりに活かせる生涯学習環境の整備など、今後さらにその取り組みを強化すべき課題や新たに顕在化してきた課題が存在することも明らかとなりました。

基本計画見直し年度である中間年次を迎えるにあたり、今後もさらに、子どもの「生きる力」を育むための取り組みや、青少年をはじめとする市民の学びや活動を支える生涯学習の社会づくりに向けた取り組みを進めて行く必要があるとの共通認識のもと、これまでの計画の見直しを行う中で、今後5年間で取り組むべき重点的施策を明らかにした後期計画を策定したところです。

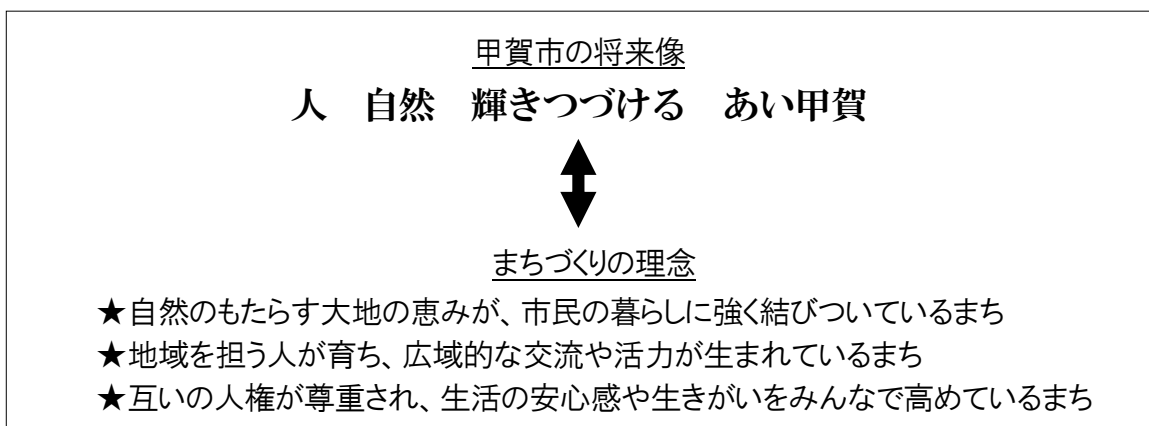
なお、後期計画策定にあたっては、次の4つの視点で現行計画を見直すこととしました。

- ・ 本市の上位計画である、まちの将来像「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を実現するための総合的な指針を示した「甲賀市総合計画」（平成19年（2007年）3月策定）、並びに、今般見直し策定された「甲賀市総合計画後期基本計画」（平成25年（2013年）3月策定）に示すまちづくりの3つの基本理念をふまえる。
- ・ 同計画、目標5に掲げる「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」の達成は、未だ道半ばであることから甲賀の教育方針として、現行の基本計画が示す3つの教育目標を基本的には踏襲する。
- ・ 本市が、平成28年度までに優先的かつ戦略的に行う4つの重点プロジェクトのうち教育・文化分野においては特に次の3つのプロジェクトの推進を担う。
  - ★ 元気と安心、みんなで守る甲賀の暮らしプロジェクト
  - ★ 学びと育ち、きずなが育む甲賀の未来プロジェクト
  - ★ 魅力の伝承、誇りを伝える甲賀の宝プロジェクト

- ・ これまでの教育施策の有効性を検証するとともに、施策のさらなる一貫性と重点化を図る。

活力あふれるまち、甲賀を維持・発展させるためには、まちに集うすべての人々が自己実現可能な社会づくりをめざさなければなりません。

今後も本計画に基づきながら、「自立」「協働」「創造」を合言葉に、市民だれもが学び続けることができる生涯学習社会の枠組みづくりをめざします。



## 2. 計画の性格

### (1) 教育基本法第17条第1項に基づく「教育振興基本計画」を参酌した計画

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国が策定した同法第17条第1項に基づく第2期教育振興基本計画のほか、滋賀県が策定した第2期滋賀県教育振興基本計画を参考とします。

### (2) 「甲賀市総合計画後期基本計画」に対応した教育分野に関する中期的な計画

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である「甲賀市総合計画後期基本計画」と整合した、教育分野に関する主要施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画です。

なお、現行の甲賀市教育振興基本計画は、10年間の長期計画の「道半ば」にあることから、その基本構想は見直しを行わないこととしました。

### 3. 計画の期間

本計画は、平成22年2月策定の「甲賀市教育振興基本計画」に掲げる今後10年先を見通した教育のめざすべき姿を見据え、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示します。

なお、計画の期間中、計画に掲げた施策について、定期的に、自ら実施状況や効果等を点検し、評価します。また、点検・評価の結果については、公表することにより、計画の見直しにつなげるとともに、本市の教育に関わるすべての方々に対し説明責任の徹底を図ります。

### 4. 計画で取り扱う「教育」の範囲

- (1) 家庭教育、就学前教育\*<sup>3</sup>、学校教育及び社会教育のすべての場所を含みます。  
ただし、県立・私立の保育園、幼稚園、学校、専修学校、各種学校で行われる教育内容等については、各学校・園の独立性を尊重して、本計画では取り扱わないこととします。
- (2) 乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期のいずれの時期の教育も含みます。
- (3) 教育施策を実施する主体にかかわらず、本市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築します。

---

\*3 本市教育振興基本計画の中では、就学前教育は「幼稚園及び保育園での教育活動」をいいます。

## 第2章 甲賀市の教育をめぐる状況

### 甲賀市の教育

本市の総面積は481.69平方キロメートル、人口93,681人(平成25年(2013年)3月末現在)です。

本市の人口は、平成20年(2008年)9月末現在の95,956人をピークに減少に転じ、総人口に占める14歳以下の年少人口も平成17年の15.4%から平成24年には14.3%へと減少し、一方では、65歳以上の高齢人口は平成17年の19.4%から平成24年には22.3%と増加しています。このことは、全国的な傾向と同様、本市においても少子・高齢化が確実に進んでいることがうかがえます。

このような中、市域が広い本市においては過疎化や高齢化が進んでいる地域もあり、学校規模においては800人に近い大規模校から、10人程度の小規模校まで、その教育環境に大きな違いが生まれています。

一部の学校を除き、今後も一段と児童・生徒数の減少が予想される中、集団での子どもたちの学びをどのように保障するかが大きな課題となっています。

地理的状況では、鈴鹿山脈を源流とする野洲川や杣川、信楽盆地や水口地域の平野部など、市内全域が豊かな自然に恵まれた地域となっています。

その恵まれた生活環境から生み出された歴史文化面では、聖武天皇によって開かれた紫香楽宮や、中世、甲賀衆たちによる独自の地域連合体として知られる「甲賀郡中惣」織豊期に豊臣秀吉の命により築城された水口岡山城跡、近世の東海道の宿場町や城下町など、それぞれ時代の特徴を示した歴史遺産があります。

また、仏教美術を中心に県内でも有数の内容や件数を誇る豊富な文化財をはじめ、甲賀流忍者など地域色豊かな歴史が今も息づいています。

#### ◆人口推移

年次	人口(人)			
	総数	年少人口 0~14歳	生産年齢 人口 15~64 歳	老年人口 65歳以上
平成17年	95,619	14,745	62,310	18,564
平成18年	95,805	14,572	62,206	19,027
平成19年	95,808	14,408	61,861	19,539
平成20年	95,956	14,365	61,705	19,886
平成21年	95,450	14,154	61,052	20,244
平成22年	94,771	13,862	60,495	20,414
平成23年	94,353	13,602	60,344	20,407
平成24年	94,023	13,436	59,618	20,969
平成25年	93,440	13,245	58,495	21,700

[出典：人口統計(9月末人口)]

さらに、本市には新名神高速道路や国道1号などの幹線道路が市内を走り、その利便性から多くの企業が進出、住宅団地も数多く造成され内陸工業地として発展をとげています。

このように豊かな自然に抱かれ、古いものと新しいものが調和を見せる本市も、都市化の進展の中で、地域や家庭の絆やその教育力には陰りが見られます。

しかしながら、古来からの伝統である「共助の精神」は未だ人々の心の中に息づいており、平成23年度からスタートした地域の自治組織、「自治振興会」は、それぞれの地域の特色を活かした特色ある取り組みが進められ、今後の活動に大きな期待をすることです。

本市は、こうした恵まれた自然環境や社会資源を存分に活かし、本市の将来像である「人 自然 輝きつづける あい甲賀」の実現に向け、本市ならではの教育施策を推進しています。

## (1) 就学前教育

市内には、私立2園を含む7園の幼稚園、私立5園を含む26園の保育園、私立の認定こども園が1園あり、幼稚園には703人、保育園には2,241人の園児が在園しています(平成25年(2013年)5月1日現在)。

平成21年(2009年)4月から「幼保一元化\*4園」を開設し、保育園児と幼稚園児と一緒に園生活を送ることで、就学前の子どもたちが同じ保育・教育を受けることが可能となっています。その結果、子どもたちの友だち関係が広がるとともに、子どもの生活や発達を連続して支える体制も整えています。

就学前の子どもたちの学びは、さまざまな「遊び」の中で、人・モノ・自然などとの直接的なふれあいをとおして行われることが特徴です。この直接体験が、子どもたちの新しい学びの力を生み出す基となります。

本市の就学前教育は、この就学前の子どもの発達特性を踏まえた「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」のもと、各園が位置する地域の特色や子どもの発達、集団での生活経験年数の差、家庭環境などを勘案しながら、「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ・読書・運動」などの基本的な生活習慣を確実に身につけることを第一に、人と関わる力や豊かな心と健やかな体づくりなど、生きる力の基礎を培うことをめざしています。

そのために各園の保育・教育活動では、その特色を活かした独自の目標や保育・教育課程のもと、子どもの発達に応じた生活環境を整え、生活リズムに配慮したきめ細やかな指導援助を行い「自分でやり遂げた」という達成感を味わうことのできる自立をめざした取り組みを進めています。また、さまざまな人やモノとの関わりの中で、子どもたちが自己充実を図り、遊びのルールやきまりの意味などを実感できる活動や

---

\*4 幼稚園と保育園の施設や運営を一元化することで、効率的な経営を行うとともに、一体的な就学前教育を実施します。

自然に接しながら生命尊重の心情を身につけていくことも大切にしています。

さらに、教職員の資質や専門性の向上を図るため、公立園と私立園が一緒に参加できる研修や園訪問、相談事業等も積極的に実施しています。

#### ◆市内の保育園・幼稚園への入園児数の推移

保育園（私立含む）		各年4月1日現在				
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	
全 体	2,143 人	2,112 人	2,172 人	2,190 人	2,220 人	
5歳児	661 人	583 人	606 人	587 人	596 人	
4歳児	578 人	597 人	572 人	574 人	590 人	
3歳児	476 人	463 人	490 人	504 人	455 人	
2歳児	252 人	261 人	286 人	290 人	309 人	
1歳児	154 人	174 人	186 人	201 人	219 人	
0歳児	22 人	34 人	32 人	34 人	51 人	

幼稚園（私立含む）		各年5月1日現在				
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	
全 体	705 人	700 人	715 人	725 人	703 人	
5歳児	257 人	266 人	247 人	259 人	256 人	
4歳児	272 人	246 人	256 人	267 人	236 人	
3歳児	176 人	188 人	212 人	199 人	211 人	

[資料：甲賀市教育委員会調べ]

## (2) 学校教育

豊かさと利便性を追求してきた現代社会は、その社会構造を大きく変化させてきました。

家庭や地域がもつ教育力が十分に機能していないことや人と人とのつながりが希薄になったこと、異年齢の子どもたちが群れて遊ぶという成長に欠かせない体験の場が影を潜め、遊びをとおして身につけることができるさまざまな「知恵」の溜め込みが十分でないこと、情報化社会の到来は、日常における人と人との直接的なかわり方を学び、そのスキルを磨く場を奪っていることなど、子どもたちが育つ環境はますますその厳しさを増してきています。

子どもたちは、小学校入学とともに教科の学習を始めることとなります。その時に、子どもたちが乗り越えなければならない大きな課題が出現します。この課題は、それまでの生活や育ちの中で、十分に人モノ自然などの具体物とのかかわりを持った子どもたちには容易に乗り越えられるものですが、その体験がしっかりと溜め込まれていない子どもにとっては、学習を進めたり友だちとの関係を結ぶ場面において、そのことが大きな障害となります。

その結果、適切な意思疎通ができなかったり上手く人間関係が築けないことが原因と思われる児童・生徒間のトラブルや学校不適應、学力が定着しないなどの課題を持つ児童生徒が増加し、いじめを誘発する要因のひとつにもなっています。

また現代社会においては、子どもたちが夢を持ちにくい社会になりつつあります。

かつて子どもたちは、夢をどう実現するかをテーマに意欲を沸き立たせてきました。しかし現状に大きな不満のない現代に生きる子どもたちは、その学ぶ意欲にも陰りがみられ、生きる目的さえ明確でないという実態もあります。現代は、子どもたちに夢をどうもたせるかも教育の大きな課題となっています。

#### ◆児童・生徒数の推移（平成21年度～25年度）

各年5月1日現在

学校	年度 学年	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
小学校	1年生	944	928	855	863	861
	2年生	941	942	925	858	861
	3年生	951	934	953	920	866
	4年生	1,027	947	938	954	920
	5年生	987	1,026	944	937	955
	6年生	981	986	1,030	946	933
	合計	5,831	5,763	5,645	5,478	5,396
中学校	1年生	946	936	947	971	901
	2年生	923	942	933	953	973
	3年生	1,059	912	940	940	947
	合計	2,928	2,790	2,820	2,864	2,821
小・中学校 総計		8,759	8,553	8,465	8,342	8,217

平成25年（2013年）5月1日現在、市内には、市立小学校23校に5,396人の児童が、市内中学校6校に2,821人の生徒が在籍しています。少子化の進行に伴い、本市でも児童生徒数が徐々に減少傾向にあります。

甲賀市では、『人 自然 輝きつづける あい甲賀』を担う子どもの育成」を教育の目的に掲げ、特に学校教育においては、『命を愛し』『命を磨き』『命を輝かせる』子どもたちの育ち」をめざして教育活動に取り組んでいます。

『命を愛し』とは、それぞれに果たすべき役割を担って預かったかけがえのない私たちの命を愛することであり、『命を磨く』とは、将来、その役割を果たすために今、学習活動をとおして、知恵や心・言動に磨きをかけ、強くたくましい体をつくること、そしてそのことによって、一人ひとり『命を輝かせる』ことになることを意味しています。

幸い本市には、美しい自然と豊かな歴史・文化、そして、温かな人の心と和が今も息づいています。本市のもつよさを生かし、伝統を受け継ぎ、安全・安心な学習環境のもと、「生きる力」を育み、未来を切り開く心豊かでたくましい子どもの育成に今後も努めることが何よりも大切です。

本市学校教育推進の基本として、次の5点を掲げて取り組んでいます。

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな人間性や社会性の育成

- 3 健やかな体とたくましい体力を育む教育の充実
- 4 地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進
- 5 教師力を高める教職員研修の充実

### (3) 社会教育

多様で変化の激しい社会、将来の予測が困難な時代を迎え、市民一人ひとりがよりよく生きるために、生涯を通じて学ぶことができる生涯学習社会への移行が急がれます。

本市では、市内に有する公民館（14施設）や図書館（5館）、スポーツ施設（20館）など多くの社会教育施設を拠点として、趣味・教養の学習、地域の歴史や文化財に関する情報の発信、人権学習、図書の紹介や読み聞かせ、スポーツ活動など幅広い学習の場や機会を提供しています。

さらに社会教育施設等での学びをきっかけに、自ら意欲的に学習活動に取り組み、その学習成果を自発的に生かし、地域などで自立したまちづくりに活かす個人や団体・グループも数多くあります。

このように社会教育は、個人やグループ等の生涯を通じた「学びの入り口」を提供する役割を果たすだけでなく、その学びをまちづくりに活かす市民の自己実現を支援しながら、生涯学習社会を築く「人」を育てる重要な役割を担っています。

そのために社会教育行政には、市民の学習意欲を引き出し生涯にわたり、「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」教育環境を整えることが求められています。公民館や図書館等、各種の社会教育施設で提供する情報は、さまざまな学習ニーズに応えられる多様で質の高いものが必要であり、また、学びをとおして、人と人、グループとグループ、そして、学びが活かせる場への繋ぎも重要となります。

従来から社会教育を推進してきた各種団体は、現在もその目的に応じて多様な活動を自主的に展開しています。しかし、それらの活動に対する市民の関心は決して高いとはいえ、価値観の多様化や地域社会における人間関係の希薄化、少子化、後継者不足とも相まって、その活動は年々厳しさを増してきています。

そのような中、平成23年度に発足した自治振興会の取り組みでは、住民自治のもと協働して地域の活性化に取り組む姿が生まれてきており、新たなまち興しの組織として大いに期待されます。

今後は、こうした各種団体との緊密な情報共有を進めるとともに、社会教育委員の会議や図書館協議会などの諮問機関からの提言等を踏まえながら、各種施設がより有効なサービスが提供できる方策を具現化するとともに、青年リーダーの育成にも努める必要があります。

また、先人が培ってきた豊かな歴史や文化財をもつ本市においては、これらをすべての市民共通の宝として共有することで地域への誇りを醸成し、まちへの愛着心を育



むために、講座等を通じて積極的に「地域学」を展開することも社会教育にとって大切です。

#### (4) 教育施設

市内には、小中学校や公民館、図書館、スポーツ施設などをはじめ、130の教育施設があります（平成25年（2013年）4月1日現在）。

平成16年（2004年）10月に5つの町が合併して誕生した甲賀市では、各種教育施設が目的どおりの効果が発揮されているかどうかを点検評価し、設置意義が変化又は希薄化した施設や重複・過剰な配置となっている施設については、統合・廃止を含めた適正配置の検討が必要です。

施設の改築・改修方法についても、「老朽化したら建替える」という従来のサイクルを改め、既存施設を社会資本として活用しながら、耐用年数の長期化や性能の保全・向上を図るよう見直す必要があります。

また、他市に誇れる施設数を有する図書館にあっては、市立図書館としての共通の運営を基本としながらも、地域性をもたせるなど、各館の独自性、独創性を活かした運営展開をめざす必要があります。そのためにも、施設の管理運営についてはアウトソーシング\*5も視野に入れながら、必要に応じてその形態を見直す必要があります。

以下に、甲賀市の教育をめぐる現状と課題について説明します。

#### ◆市立教育施設数

施設の種類		施設数
幼稚園		5
保育園		21
義務教育施設	小学校	23
	中学校	6
教育研究所		1
特別支援教育施設		9
学校給食センター		3
社会教育施設	公民館	14
	公民館類似施設	6
	図書館	5
	青少年教育施設	3
	文化ホール等	6
	スポーツ施設	20
歴史資料館等		8
合 計		130

〔資料：甲賀市教育委員会調べ〕

\*5 「民間」が保有する経営資源（人材、財源、知識、技術力等）を調達・活用してサービス提供を行う手法を広く指すものです。この計画の中では、外部委託のみならず、市民との協働や民営化なども含まれています。また、「民間」には、企業のほか、市民活動団体や地域団体（区・自治会）などを含みます。

## 1. 家庭教育への支援

(現状)

家庭とは、人間がつくる最小単位の「社会」であり、その中で親が子どもに対して言葉やコミュニケーション、基本的生活習慣や人への思いやりなど、生きていくうえで必要なスキル（技術）を伝えるとともに、人への信頼感の基盤を育む営みが家庭教育です。

平成18年に改正された教育基本法第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」と規定されています。

しかし、核家族化、共働きやひとり親家庭の増加、地域における地縁的なつながりの希薄化など社会状況が大きく変化し価値観が多様化する中で、家庭や地域の教育力の低下が本市においてもうかがえます。

このようなことから、子育てに対する負担や孤立感、不安感を持っている保護者の支援として、家庭教育講座やブックスタート事業、親子の交流・体験を通じたふれあいの場づくり、「早寝、早起き、朝ごはん、あいさつ、読書、運動」による生活リズムの提唱や世代・環境に応じた家庭教育支援事業を実施しています。

(課題)

胎児期から児童まで、さまざまな発達段階の子どもとその保護者への家庭教育支援として、「家庭教育講座」や「子育て・親育ち講座」などで子育てを振り返り、子育てを考える場の提供を行っています。しかし、実施状況は地域によってさまざまであり、連続した支援事業や他機関で行われている子育て支援事業との連携が必要です。また、子育ての現状を理解し、支援を行う地域のボランティアの養成やその活動を進める取り組みも必要です。さらに、家庭教育支援事業についての情報を求める声も多く、より一層の事業の情報提供を行う必要があります。

## 2. 就学前教育の充実

(現状)

幼保一元化が平成21年度からスタートし、本市においては保育園・幼稚園ともに「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に目標や重点項目を掲げ、「甲賀市乳幼児保育・教育課程」を策定し、統一したカリキュラムのもと、就学前の保育・教育に取り組んでいます。

一方、子育てに不安を感じたり、子どもとの関わり方に悩みを抱えたりしている保護者が増えており、子どもの健やかな成長や発達のために、関係機関が密接に連携を図りながら、相談事業や保護者研修の充実に努めています。

さらに、教職員においては、保育・教育の中での“気づき”から自らの課題を見つけ、より一層専門的な知識や技術を身につけることができるように研修会などに積極的に参加し、資質向上に努めています。

#### (課題)

園においては「乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であること」を大切にし、安心して自分の気持ちや考えを表現できる環境の充実、自発的な遊び、心や身体を動かす体験が求められています。また、子育てを取り巻く社会の変化により、保護者の価値観が多様化していることから、家庭との日々の連携が極めて重要です。そこで、子どもの心身の発達過程を踏まえて一人ひとりに寄り添った保育・教育実践のために、人権教育、特別支援教育等の教職員研修を継続的に実施し、資質の向上に努めていく必要があります。

### 3. 学校教育の充実

#### (現状)

学校教育は児童生徒が持つ能力を伸ばし、将来にわたり自立的に社会を生きぬく知・徳・体の調和がとれた社会人としての基礎を培うことをめざしています。

特に、児童生徒の「生きる力」の中核となる確かな学力の定着は、学校教育の最大の責務です。

各学校では、平成19年度から実施されている「全国学力・学習状況調査\*6」等の結果を踏まえ、毎年「わが校の学力向上策」を策定し、より充実した授業づくりに取り組むなど、確かな学力の育成をめざした取り組みを進めています。また、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着をめざした教育研究所による調査研究「予習を活かした授業展開」や、「こうかの学び向上事業\*7」の指定校の研究成果を広く市内の学校に広げることにより、各校の教育の質を高めることにも取り組んでいます。

さらに、来るべき国際社会のステージで活躍できる人材を育成するために、外国語指導助手や国際交流員を任用・配置し、外国語活動や英語教育の充実を図っています。

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む教育では、人・モノ・自然との直接的なふれあいを通じた学びや、豊かな地域の自然や伝統、歴史を教材とした「地域学」に取り組むなど、体験を重視した教育活動を進めています。また、学校での「朝の読書」時間の設定や「年間50冊の読書」の推奨、さらに学校司書を巡回させた読書活動の充実にも取り組み、読書をとおして「心の耕し」に努めています。

---

\*6 文部科学省が、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、平成19年度(2007年度)から実施しています。教科に関する調査(国語、算数・数学)のほか、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施し、学力とその相関関係等についても分析されます。

\*7 主体的に学び、豊かな考え方をもち、自らを表現する子どもの育成をめざして、家庭学習における予習を活かす学習指導の工夫について、実践研究を行っています。

また、小規模小学校児童が、切磋琢磨しながら学習に取り組めるよう、近隣の小学校の児童が学びの場を共にする「集合学習」の取り組みも進めています。

健やかな体とたくましい体力を育む教育では、日頃から児童生徒が運動に親しみ、運動習慣を身に付けることによって、健康・体力の保持・増進を図るとともに、食育の充実にも取り組んでいます。生徒数の減少に伴う部の存続や指導者の確保などの課題があるものの、市内の中学校部活動は熱心な取り組みが行われ、全国大会等への出場も毎年続いており、優秀な成績を残している学校もあります。

一方、学校教育を推進・充実していくためには、保護者や地域、関係機関の理解と支援がなければなりません。

市内の学校では、これまでの「校報」等に加え、平成24年度から学校ホームページを開設し情報発信に努めています。また、積極的に地域人材を活用した授業や指導も行っています。さらに、「学校評議員」からの評価をいただきながら、学校経営の改善や「開かれた学校づくり」に取り組んでいます。

このように、伝統ある「甲賀」の地域力・教育力・学校力を基盤として、郷土の地域の自然、歴史、伝統、人材を活用し、次代の甲賀市を担う児童生徒の育成に取り組んでいます。

#### (課題)

しかし、恵まれた時代を生きる現代の子どもたちの中には、夢が持てないでいる子どもが増加しつつあります。夢は、子どもががんばるための最大の宝です。夢を持っていないこと、学びの目的が見つからないことが、今の子どもたちの学習に向かう姿勢や意欲に大きな影を落としています。

学習への意欲の向上、学習習慣の定着、そして、目標を定め自らの限界に果敢に挑戦する子どもたちを育てることが本市教育最大の課題となります。

本市児童生徒は、概ね落ち着いた状況の中で学校生活を送り、変わらぬ態度で学習や諸活動に取り組んでいます。しかしその学習態度は、与えられた課題に真面目に取り組むという受動的な姿が主流となっています。「学習とは自ら学び取るもの」との意識の転換を図るためにも、現在、市教育研究所等が進める「予習を活かした授業づくり」が市内すべての学校で実践されるよう、その取り組みの継続・深化が求められます。

また、「全国学力・学習状況調査」にみる本市児童生徒の学力は、全国や県との比較から、満足できるレベルにはないといえます。特に小学校において、「確かに読み取る力」や「自分なりの考えを練り上げる力」、そして「書きまとめる力」などの面でさらなる指導の改善が必要であり、児童生徒の能力の磨きが早急に求められています。

さらに、少子化や家庭や地域社会における人間関係の希薄化や情報化の急速な発展・普及によるコミュニケーションのあり方の変化などにより、対人関係が円滑に築

けないことに起因する生徒間のトラブルが見られ、いじめ問題に繋がるケースもあります。また、さまざまな要因から、不登校や学校不適應の課題を持つ児童生徒も多く見られます。

授業の中で、また、すべての教育活動をとおして、児童生徒同士が共に関わり、協働する場を設定し、人間関係のスキルを磨く指導が行われる必要があります。

一方、本市には29校の小中学校があり、800人に近い大規模校から10人程度の小規模校までその規模はさまざまです。各学校はそれぞれに歴史と伝統を持ち、長きにわたりその特色を活かした教育づくりで成果をあげてきています。

現在、規模の極めて小さな市内5小学校を「特認校」に指定し、それぞれの学校の強みを活かした教育が市内すべての児童に利用できる新しい教育体制をスタートさせています。

今後は、「小中一貫教育校」など、将来を見据えた新しい義務教育学校を志向する等、積極的なモデル校づくりに向けた調査研究も必要となってきました。

そのためにも、教職員の人材確保及びその資質の向上に向けた取り組みをとおして、甲賀市教育を担うリーダーの育成が急務となります。

## 4. 特別支援教育の充実

(現状)

公立、私立の幼稚園・保育園に在園児のうち、特別支援教育\*<sup>8</sup>の必要な園児は、平成25年(2013年)で501人(全体の16.3%)です。

また、市内小中学校の特別支援学級在籍者は319人(同3.8%)、通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒は(同年10月現在)867人(同10.6%)となっています。

また、言語や発達障害に対する支援や指導を行うため市内6箇所に開設している「甲賀市ことばの教室\*<sup>9</sup>」には、園児が63人、児童・生徒が144人通級しています。

### ◆特別支援が必要な園児及び児童・生徒数

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
支援が必要な園児数 (各年2月1日現在)	351人 (11.9%)	384人 (13.2%)	425人 (13.9%)	485人 (15.9%)	501人 (16.3%)
支援が必要な児童・生徒数 (各年10月1日現在)	795人 (9.1%)	1,101人 (13.4%)	881人 (13.2%)	988人 (11.9%)	1,186人 (14.4%)

[資料：甲賀市教育委員会調べ]

\*8 発達障害を含むすべての障がいを持つ子どもを対象に、自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行います。

\*9 発音に誤りがある、うまく話せない、ことばでうまく物事を表現できないなど、ことばの面で問題を抱える子どもに対し、自らの力を十分に発揮し、集団生活が送れるよう支援することを目的に、一人ひとりに合った指導や教育相談を行います。

平成18年7月に学校教育法に「特別支援教育」が位置づけられ、学校では平成19年4月から本格的に特別支援教育が開始されて以降、特別支援が必要と認められる園児、児童・生徒数は年々増加してきています。

これは特別支援教育の理解が園・学校、保護者にひろく浸透し、発達上の課題のある園児、児童・生徒の把握が進み、相談や具体的な支援がこれまで以上に行われるようになってきたためであると考えられます。

一方、本市では、平成21年度（2009年度）に設置した発達支援室により、発達障がいをはじめとする障がいのある園児、児童生徒に対し、乳幼児から青年成人期にいたるまでの継続した支援の体制づくりに努めています。今後においても、福祉と教育をつなぐ要の役割が期待されています。

また、平成21年度（2009年度）から運用を開始した「ここあいパスポート<sup>\*10</sup>」を有効活用しながら支援を進めていきます。

#### （課題）

各園・学校では該当児童生徒に合わせた個別の指導計画を作成し、それに沿って指導実践・評価・記録を行い、指導の有効性を高める取り組みをめざしています。そのために、その指導計画の作成や指導内容について保護者との情報共有をさらに進めて行く必要があります。

また、指導の連続性を図るために、保護者の理解を得たうえで学年間や学校間等の引き継ぎを確実に行う必要もあります。

また、特別支援教育は早期にその障がいを認知し、保護者の思いに寄り添った相談・支援・指導を行うことが何よりも重要です。

教職員の資質向上に向けた研修を充実させるとともに、管理職や特別支援コーディネータ（特別支援教育担当教員）のリーダーシップのもと、園・学校内は勿論、関係機関との連携もあわせ組織的な取り組みを行える体制づくりも必要です。

特に、特別支援教育における園・学校と「発達支援室」のかかわりは大きく、今後関係課と協議を深め、さらに安心かつ有効な支援が提供できる体制づくりと取り組み内容の研究を進める必要があります。

---

\*10 支援を必要とする人が、乳幼児期から学齢期そして就労・生活にいたるまで医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携をもち、とぎれのない支援に活用できる相談支援ファイルです。個別の指導計画や個別の支援計画、また関係機関の情報等、支援の記録を一つにまとめることもねらいです。

## 5. いじめの防止・不登校児童・生徒等への支援

(現状)

平成23年(2011年)10月に発生した県内中学生の自殺事件をきっかけに、いじめ問題が全国的な広がりをみせています。

本市においても平成24年度には、いじめと認定した事案66件、いじめにつながる可能性がある事案91件が報告されています。

市内各学校では、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識のもと、自校の実態に合わせて策定する「いじめストップアクションプラン」に基づき、その取り組みを強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めています。

各校共通する実践項目は次のとおりです。

- ・いじめを早期に発見するための日記やアンケート、教育相談等の継続的な取り組み
- ・いじめに迅速に対応できる学校体制をめざす機能する組織づくり
- ・自らいじめを許さないとする学校風土づくりに取り組む、児童会・生徒会活動の推進
- ・道徳や読書、体験活動など、児童生徒の心の耕しをめざす活動の充実
- ・教職員のいじめを見抜く「眼」の磨きをめざす研修の実施

なお、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立、同年9月から施行されました。この法律では、市に対し、国が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、国や市が策定するいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。

一方、本市における不登校児童生徒は、近年、高い水準で推移しています。

平成23年度(2011年度)の統計では、甲賀市の不登校率\*11は、小学校は0.44%、中学校では2.23%でした。

不登校は、学校における人間関係や学習不振に起因するもの、家庭環境・家族関係によると考えられるものなど、さまざまな要因が考えられます。

### ◆不登校率の推移

		平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	
不登校率	小学校	甲賀市	0.46%	0.43%	0.44%
		滋賀県	0.47%	0.43%	0.41%
		全国	0.32%	0.33%	0.33%
	中学校	甲賀市	2.88%	2.62%	2.23%
		滋賀県	2.93%	2.86%	2.72%
		全国	2.93%	2.88%	2.79%
	全体	甲賀市	1.27%	1.15%	1.04%
		滋賀県	1.25%	1.21%	1.16%
		全国	1.16%	1.15%	1.13%

[資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)]

\*11 年間30日以上欠席児童生徒数のうち、不登校が理由とされる割合です。

学校においては、不登校などの課題を持つ子どもや保護者への支援を行うため、スクールカウンセラーなどの相談員や支援員を配置するとともに、関係機関と連携しケース会議を開くなど組織的な取り組みを行っています。

また、市内3箇所に適応指導教室を設置し、不登校児童・生徒の学校復帰を目指した支援を行っています。

この結果、長期欠席児童・生徒に一定の改善が見られるものの、不登校児童・生徒が飛躍的に減少するには至っていません。

#### (課題)

いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」ことから、楽しくいきいきとした学校生活を送れるよう「いじめを許さない」という観点に立ち、生徒・児童の自らの活動を促しながら、教職員が日頃から意識して、取り組む必要があります。

また、いじめという行為のみに着目した対応に終始するのではなく、加害者、被害者あるいはそれを取り巻くすべての子どもたちの内面にまで踏み込んだ丁寧な状況把握と的確な対応が何よりも大切であるとの立場から、現在の取り組み5点の実践をさらに継続・発展的に行うことが重要です。

さらに、「ネットいじめ」という新しいいじめの形態にどのように対応するかも今後の大きな課題となります。

教職員の更なる研修と併せて、円滑な人間関係が構築できる能力の磨き、道徳教育及び体験活動の充実による社会性や市民性の習得、また、子どもたち自らが自分たちの力で問題解決を図っていく、そのような力を育てることなどを特に重点課題として、すべての学校でさらに充実した取り組みが行われるよう、市と学校、関係機関のさらなる連携が大切です。

また、「甲賀市子どものいじめ防止条例」および「甲賀市いじめ防止基本方針」の中で具体的に示されている方途により、いじめの未然防止、早期発見、早期解決が図られなければなりません。不登校児童・生徒対応についても、今後なお一層、支援のあり方について関係者が研修を深め、スクールカウンセラー等の相談員や支援員の活動の充実と関係機関との連携強化、さらに、義務教育終了後の市の支援体制の構築を早急に確立する必要があります。

一方で、ケース会議等により個々の状況を正しく把握・理解し、組織的な取り組みを強化するとともに、不登校を未然に防止するためにも学級集団づくりやソーシャルスキル<sup>\*12</sup>に関するさらなる実践が重要となります。

---

\*12 社会の中で、他人とかかわり、共に生活していくために必要な力(技能)を育成することです。ソーシャルスキル教育の中では、対人関係上の問題を乗り越える方法、集団を楽しむ方法を教えます。



## 6. 外国人児童・生徒への支援

(現状)

市立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒は、平成21年(2009年)5月1日では11校・130人で、平成24年(2012年)は、13校・133人で、多くは南米系児童・生徒です。

これらの児童・生徒が日本の生活や学習に適応できるように、県から日本語指導加配教員や非常勤講師が配置され、日本語教室で個々の状況に応じた日本語指導を行っています。平成21年度(2009年度)における加配教員は2校2人、非常勤講師は7校7人の配置でしたが、平成25年度(2013年度)の加配教員は5校5人、非常勤講師は11校11人と増加しています。

母語による学習支援や生活支援、また保護者への通訳などを行う母語支援員は、平成21年度(2009年)までは3人によるポルトガル語・スペイン語の支援でしたが、平成25年度(2013年度)は、7人によるポルトガル語・スペイン語・タガログ語の通訳・翻訳・相談業務を行っています。

また、教育委員会事務局に勤務する時間を設け、スムーズな支援を行っています。

### ◆市内の日本語指導が必要な外国人児童・生徒数の推移

	平成21年 (2009年)			平成22年 (2010年)			平成23年 (2011年)			平成24年 (2012年)			平成25年 (2013年)
	1/7	5/1	9/1	1/7	5/1	9/1	1/7	5/1	9/1	1/7	5/1	9/1	1/7
日本語指導が必要な 外国人児童・生徒数	131	130	122	119	124	124	128	94	119	124	133	132	131
内、日本語がほとんど 話せない児童・生徒数	45	47	46	33	42	35	35	33	34	35	36	36	29
日本語指導が必要な児童・ 生徒が在籍する学校数	11	11	10	10	10	10	11	10	10	12	13	13	10
国籍数	7	5	7	3	4	5	5	3	4	5	4	5	4

[資料: 甲賀市教育委員会調べ]

(課題)

社会経済状況の変化等に伴う急な転出入や帰国に緊急に対応できる支援体制の整備が必要です。

また、年々定住する方も増加している中、外国人児童・生徒の高等学校進学を含めた進路指導の充実が課題となっています。入試制度に関して、児童・生徒や保護者への入試制度に関する情報発信、理解の促進等について今後も関係機関とも連携して取り組んでいく必要があります。

## 7. 食育の推進

(現状)

平成17年(2005年)に成立した食育基本法において食育は、生きていくうえでの基本であり知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。

近年、社会環境やライフスタイルが大きく変化し、食に関するさまざまな問題が表面化しています。中でも、ファストフード中心などの偏った栄養摂取、朝食を摂らないといった食生活の乱れなど、子どもたちの健康を取り巻く問題は深刻化しています。

また、家族と食卓を囲む機会の減少に伴い、従来から、家庭で自然に行われてきた食に関する習慣や知識、伝統料理の伝承、また食に対する感謝の気持ちも薄らいでいます。

本市では、健全な心身と豊かな人間性を育むためには、健全な食生活を実践することが重要であると考え、地域社会全体で食育への取り組みを進めています。

学校や保育園・幼稚園では、毎月19日を食育の日として、各学校・園で特色ある活動に取り組んでいます。例えば、郷土料理や地元産の食材を用いた給食の献立を計画したり、栄養士を講師に招いての栄養素の学習を行っています。

また、地域の方と一緒に育てた作物を、調理して食するといった園・学校・家庭・地域が連携した体験活動などをおして食の大切さや自然の恵み、命の大切さを学んでいます。

(課題)

子どもたちの朝食摂取率は小学校5年生で98.3%(滋賀県平均97.3%)、中学校2年生で93.9%(同94.4%)(平成24年(2012年)6月調査)となっています。朝食摂取率をさらに向上させるためにも、3度の食事の大切さを児童生徒が理解するとともに、保護者への周知・啓発をおして、子どもたちが年少期から正しい食習慣を身に付けられる食指導を、園・学校・家庭・地域が連携して、さらに進めていく必要があります。また併せて、朝食の摂取率だけでなくその内容にも注目し、子どもたちがどのような環境下で育っているのかを注視することも、子どもを理解し指導するうえでも大切です。

### ◆児童・生徒の朝食摂取率

		平成21年 (2009年)		平成22年 (2010年)		平成23年 (2011年)		平成24年 (2012年)	
		3月	6月	3月	6月	3月	6月	3月	6月
小学5年生	甲賀市	99.0%	98.8%	98.7%	98.5%	98.7%	98.3%	98.0%	98.3%
	滋賀県	97.5%	97.5%	97.8%	97.3%	97.3%	98.0%	97.6%	97.3%
中学2年生	甲賀市	93.9%	92.1%	92.0%	95.9%	95.3%	95.5%	94.5%	93.9%
	滋賀県	93.3%	93.3%	94.1%	94.3%	93.7%	93.9%	94.0%	94.4%

[資料：小中学校における朝食摂取率調査(滋賀県教育委員会)]

## 8. 読書活動の推進

(現状)

高度情報化社会の到来とともに、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、活字離れや読書離れを引き起こしているとの指摘があります。

平成24年度の県教育委員会の調査によれば、子どもの読書量の平均は、読書がより必要とされる小学校高学年や中学生になるにつれて減少し、1箇月に1冊も本を読まない子どもも約10%にのぼるなど、読書離れの指摘を裏付けるものとなっています。

本市においても同調査結果が示すとおり、小中学生の1箇月間、一人当たりの読書冊数は、全国及び滋賀県の平均と比べてやや低いレベルにあります。このことから、平成21年(2009年)3月に「甲賀市子ども読書活動推進計画」を、平成26年(2014年)2月に第2期推進計画を策定し、読書活動の推進は、乳幼児をはじめ、児童・生徒の基本的な生活習慣を形成する重要な要素の一つと位置づけ、取り組んでいます。

一方、市立図書館における一般書の貸し出し冊数も年々減少傾向を示しています。図書館に行かずとも必要な情報が手に入る時代であり、貸し出し冊数の減少をもって早計に市民の間にも活字離れ、読書離れが進んでいると結論づけることはできませんが、生活スタイルの変化は、人々を読書から遠ざけていることは確かです。

こうした活字離れを食い止め、読書への興味を維持、持続させるため、現在子どもたちには「子ども読書通帳」の取り組みを進めており、基金を活用した蔵書の充実も合わせて、読書環境の整備に取り組んでいます。

### ◆児童・生徒の読書の状況

			平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)
1 箇 月 間 の 平 均 冊 数	小学校	甲賀市	8.7冊	8.0冊	7.6冊	8.4冊	7.0冊
		滋賀県	7.3冊	7.0冊	7.3冊	7.5冊	8.0冊
	中学校	甲賀市	2.7冊	2.7冊	3.2冊	2.8冊	2.5冊
		滋賀県	2.4冊	2.4冊	2.7冊	2.7冊	2.8冊
	全 体	甲賀市	5.8冊	5.4冊	5.6冊	5.8冊	4.6冊
		滋賀県	5.0冊	4.8冊	5.1冊	5.3冊	5.5冊

Ex. 一箇月間の平均読書冊数(平成24年全国平均) 小学生 10.5冊、中学生 4.2冊

〔資料：子どもの読書活動に関する調査(滋賀県教育委員会)〕

(課題)

子どもが自主的、自発的に本に親しみ読書習慣を形成することができるよう、学校や図書館が、読み聞かせのグループや図書館ボランティアと連携し、読書に興味

をもつきっかけづくりを一層進めることが大切です。

乳幼児と保護者を対象としたおはなし会や本の読み聞かせにより、幼児期からの子どもの読書活動を推進していますが、この取り組みは今後も継続していくことが大切です。また、その機会に参加することのできない方に向けて、読書の魅力を広げていくことも必要です。

就学前の子どもたちや学齢期の児童生徒には、読み聞かせや読書時間の設定など、一日の生活の中に読書を位置づけ、読書習慣の定着をめざす取り組みを今後も継続する必要があります。また、計画的な図書の実を図ることや学校司書の充実・活用により、子どもたちにとって魅力ある図書室経営を進めることも大切です。

一方、図書館については、貸し出し冊数増加をめざして、市民がいつでも必要なときに知りたい情報を得られるように、新鮮で豊富な魅力ある資料を整備するとともに、ITの活用をはじめ、現行の図書館サービスのさらなる向上について、調査・研究していく必要があります。

また、「いつでも、だれでも、どこでも」利用できる図書館として、移動図書館車の有効利用を図り、図書の貸し出しや資料提供だけでなく市民と連携したミニコンサートや企画展など、図書館施設を活かした事業を展開しながら市民に気軽に来館いただき、図書に親しむ機会づくりを推進することが必要です。

## 9. 公民館活動の充実

(現状)

社会教育の拠点である公民館は、地域の核となる5館の中央公民館とおおむね小学校区ごとに設けられた15館の地域館(公民館類似施設含む)を設置しています。

それぞれの公民館では、個人の趣味や特技の研さんをはじめ、自主学習グループの活動や地域の課題に関する講座の開催など、生涯を通じた学習の場として、さらに学びの成果を発表する場としても活用されています。

また、独自の事業だけでなく、子育て学習などについても関係者と連携した事業を展開しているほか、地域の集会や行事に利用されるなど、地域の交流の場として活用されています。さらに地域市民センターとの連携を図りながら自治振興会に対する活動支援も始まっています。

(課題)

人々は、心豊かな生きがいのある人生を送ることを求めています。公民館は地域住民が利用しやすく地域に密着した施設として、こうした市民ニーズに応える必要があります。このことから、地域の課題、地元の歴史や伝統文化、また環境に関する知識や趣味教養など幅広い学習機会を提供しながら事業を展開していますが、参加者が少なかったり、指導者の確保に苦慮することがあります。

このようなことから、市民の「知りたい」「役に立ちたい」の思いに、さらに応える活動を推進するため、市民のニーズをきめ細かく取り込み、地域の特性を視野に入れながら事業を組み立てることや、各館がさらに相互に協働し合う有機的な体制を構築する必要があります。

また、公民館の情報だけでなく、図書館や文化ホール、歴史民俗資料館などの社会教育施設との情報ネットワークを構築するなど、幅広い学習情報を共有化することも大切です。

そして、「知」を中核に据えたまちづくり実現のため、公民館が拠点となり、地域市民センターや自治振興会等と連携・協力しつつ、地域の指導的な役割を担う人材の育成を図っていくことが重要です。

## 10. 人権教育の推進

(現状)

平成16年(2004年)の合併以降、市内において11件の部落差別事件が発生しています。

また、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、患者などをめぐるさまざまな人権問題も解消されたとはいえない状況にあり、さらにインターネットによる人権侵害など、新たな問題も生じています。

そこで、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市宣言」を具現化するため、平成21年(2009年)3月に「甲賀市人権教育基本計画」を策定し、あらゆる差別のない、互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進しています。

(課題)

本市では、あらゆる場における人権教育・啓発の推進に取り組んでいますが、各種の人権研修会では、参加者の固定化や年齢の偏りが見られるため、研修に参加いただけない方々を対象にした研修会の企画など、きめ細やかな推進が必要です。

そのためには、学校、地域及び企業におけるリーダーが展望をもって計画・実践していけるよう力量を向上させる機会が必要です。

特に、行政職員、教職員など、人権に関わりの深い特定職業従事者は、その業務の中で人権尊重の視点が不可欠であることから、学習機会の充実が必要であり、同時に、地区別懇談会の啓発者としても、さらなる資質の向上が求められています。

一方、人権についての主体的な学びを構築するためには、「どこかのだれかの問題」から「生活実感を伴う私自身の問題」へ、また、「習う・教えてもらう受け身の学習」から「ともに学び合う双方向の学習」へと意識改革を行うことが大切です。同時に、人との出会いを大切に、多様な価値観や生き方にふれながら、と

もに生きることのよろこびを実感できる交流活動や集団づくり、学習環境づくりを進めることが、今後ますます重要です。

また、家庭の経済状況や家庭環境などにより、子どもたちの描く夢が狭められ将来の進路選択が限定されている事象も見られるところです。このような厳しい環境にある子どもたちの進路を保障するには、阻害する具体的な要因をつかみ、その支援体制を今後もさらに充実させ、自己実現を支える取り組みを推進することが重要です。

## 11. 青少年の健全育成

(現状)

少子化や核家族化、情報通信技術の進展、さらに経済環境や雇用環境の急激な変容など、青少年を取り巻く環境は、ますますその厳しさを増しています。また、自然体験や異年齢間での遊びといった豊かな人間性を育む機会が減少するとともに、生活の知恵や社会のルールを教え、伝える家庭や地域の教育力も弱まってきています。

このような中、地域子ども会への活動支援や青少年を育成する団体等で組織される青少年育成市民会議への支援とともに、次代を担うリーダー育成をめざした育成事業を展開しています。

また、青少年を育む健全な環境づくりとして、青少年にとって有害な図書を回収する白ポストの設置や街頭での啓発活動、少年センターを拠点に少年補導委員による街頭指導などを実施しています。

さらに、子どもたちの成長に大切な自然体験活動を推進することを目的に、平成22年3月に「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」を策定し、青少年自然活動支援センターを新たな拠点としながら、青年リーダーの養成、青少年団体の指導者研修会などの各種事業を実施しています。

(課題)

「地域の子どもは地域で育てる」の考えのもと、青年リーダーの育成をはじめ、地域での青少年健全育成活動が、より効果的に行われるように地域の実情に合った支援のあり方を考える必要があります。

また、『地域のために、社会のために何かしたい。』との青少年の思いに応え、その力を引き出すために、青少年が集い活動構想が練れる場所の提供や地域活動における青少年の出番づくりを進めることが大切です。

青少年の健全育成は、社会全体で取り組むべき課題であることから、学校や地域等との連携のもとに青少年を守り、育て、活動を支援しようとする社会の機運を醸成することが何より必要となります。

## 12. 生涯スポーツの推進

(現状)

平成20年(2008年)3月に策定した、「スポーツを通じて、健康で心豊かな生活を送ることができる活気あふれるまちづくり」を基本方針とする「甲賀市スポーツ振興計画」のもと、スポーツ関係団体・クラブ等の育成・支援、スポーツ施設の整備と管理運営、スポーツ教室、イベント等のスポーツ事業の推進等を通じて、生涯スポーツ社会の実現をめざす取り組みを進めてきました。

このような中、国において、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」から50年を経過し、スポーツが広く国民に浸透し、スポーツを行う目的も多様化してきた状況をふまえ、平成23年に「スポーツ基本法」が新たに施行されました。このことを受けて「甲賀市スポーツ振興基本計画」の基本方針を継承しながら、これまでの検証を行い、「甲賀市スポーツ推進計画」の平成26年度策定をめざし取り組んでいます。

本市はスポーツに対する意識が高く、また優秀な成績を収めている競技も多く、スポーツの盛んな地域です。各地域ではスポーツ推進委員を中心として、総合型地域スポーツクラブ\*13などと連携し地域のスポーツ振興に取り組んでいます。当市の特徴として総合型地域スポーツクラブが10クラブあり、スポーツ教室やイベントの開催など、それぞれ特色のある内容で親しみやすい活動が行われています。

(課題)

日常生活において、さまざまな機会を利用して、幼児期から高齢者まであらゆる世代において体を動かす機会を確保し、広げていくことが必要です。

生涯スポーツ社会を実現するために、大きな役割を担っている総合型地域スポーツクラブは、平成21年度(2009年度)会員数1,995人、平成24年度(2012年度)会員数2,081人とわずかではありますが、着実に増えています。各クラブが、市民の多様なニーズに応えられるよう、財源の確保やクラブ運営を支える人材の確保等が課題となっており、クラブが自主的・主体的に運営できるように、そのノウハウの構築が益々必要となります。

また、平成23年度(2011年度)から自治振興会が設立され、その運営の中でスポーツで交流が図れる体制づくりができつつあり、今後は総合型地域スポーツクラブ等との連携も深めていくことが重要です。

一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2巡目国体(平成36年)

---

\*13 身近な地域で「いつでも・どこでも・誰でも」気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営されています。幅広い世代の市民が、自分の目的にあったさまざまなスポーツ活動を行っており、市内には各地域で10のクラブが設立されています。文化活動を取り入れているクラブもあります。

の開催が決定され、本市の豊かな自然環境等を活かした地域の活性化や体力、健康の保持・増進に向け、益々スポーツを通じた交流事業を推進していくよう努める必要があります。

スポーツ施設は30年以上経過した施設が多く、建設部所管の施設を含め、施設の特性を活かしたスポーツ施設の今後のあり方や管理運営の一元化、施策を推進するための専門的組織の構築等について議論を深める必要があります。

### 13. 文化財の保護と活用

#### 文化財の保護

##### (現状)

本市は豊かな歴史資産に恵まれ、所在する文化財は建造物、美術工芸品、民俗文化財に無形文化財、そして史跡・名勝・天然記念物と多種多様な分野に及んでいます。その中であって国・県の指定文化財等は126件（国登録文化財を含む）、市の指定文化財を含めた総数は267件、埋蔵文化財の遺跡数は533件を数え、この5年間の調査により、県、市の指定文化財は12件増え、内容や件数ともに県内有数の文化財を保有するまちとなりました。

文化財などを手がかりに歴史を明らかにするとともに、後世に伝えるため甲賀市史の刊行を毎年続け、全8巻中、6巻を発行し、本市の歴史文化の豊かさを市内外に広く発信しています。

また、聖武天皇が造営した国指定史跡紫香楽宮跡については追加指定を行い、史跡の面積も26.3ヘクタールと増え、保存管理計画や整備活用計画の策定を行い、今後の史跡整備の在り方や活用の方法に方向性を示しました。さらに豊臣秀吉の命で築城された水口岡山城跡についても、測量調査や発掘調査を始めました。これら発掘調査等により、今まで不明であった甲賀の歴史文化が徐々に明らかになりつつあります。

さらに、祭礼行事等の無形の民俗文化財についても記録保存を図るために映像収録に取り組んでいます。

##### (課題)

わがまちの歩みを知る貴重な歴史資産が失われる前に調査を実施し、その価値を明らかにし、保護の措置を講じることが重要です。そのためにも長期にわたる継続的な調査計画や調査体制を確立するとともに、指定基準などの整備が必要となります。

今後も市史の後続刊を発行し、甲賀の歩みを今に残すとともに、史跡紫香楽宮跡では発掘調査を継続し、将来にわたり貴重な史跡を保存整備することが課題です。



また、水口岡山城跡についても実態を解明する調査を続けるとともに、市民により親しめる城跡へと整備を行うことが求められます。

各地域にはまだまだ貴重な文化資産が潜在しており、先人が残してくれた地域固有の財産を次世代に継承するために、適切な保存修理を施すことが重要であり、また祭礼等行事の無形民俗文化財を伝承し、担い手を育成することが課題です。

◆甲賀市内に所在する指定文化財等の件数

平成25年(2013年)7月1日現在

種 別		国	県	市	合計	
有形文化財	建 造 物	7	3	18	28	
	美術工芸品	絵 画		3	11	14
		彫 刻	48	10	49	107
		工 芸 品		1	15	16
		書跡・典籍・古文書	(2) 3	3	14	20
		考 古 資 料			5	5
		歴 史 資 料			1	1
	美術工芸品小計	(2) 51	17	95	163	
小 計	(2) 58	20	113	191		
無形文化財		0	1	1	2	
民俗文化財	有形民俗文化財		1	2	3	
	無形民俗文化財		3	4	7	
	小 計	0	4	6	10	
記 念 物	史 跡	3	7	13	23	
	名 勝			2	2	
	天 然 記 念 物	(1) 1	1	6	8	
	小 計	(1) 4	8	21	33	
選択文化財	無形民俗文化財	2	11		13	
登録文化財	登録有形文化財(建造物)	18			18	
合 計		(3) 82	44	141	267	

- 備考： 1 国指定の有形文化財は重要文化財の件数を示し、うち国宝の内数を( )内に示す  
 2 国指定の天然記念物の件数のうち、特別天然記念物の内数を括弧内に示す  
 3 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は指定件数を示す  
 4 選択文化財の欄は選択件数、登録文化財の欄は登録件数を示す

[資料：甲賀市教育委員会調べ]

文化財の活用

(現状)

地域に豊富に潜在している文化財を市民と協働で守り、活用することがこれからの歴史を活かしたまちづくりにとって大切です。

平成19年度に第1巻を刊行して以来、平成25年度で6巻の甲賀市史の刊行を行い、本事業を通じて、多くの市民にこのまちの悠久な歴史、全国に誇れる文化の豊かさを再認識していただくことになり、郷土史会等においてさらに深く郷土を研究するきっかけとなりました。

また、史跡紫香楽宮跡では万葉歌木簡が発掘調査で発見されたことを契機とした事業展開を行い、全国に文化の発信をしました。さらに、史跡紫香楽宮跡の整備活用についても市民を交えて策定し、水口岡山城跡の活用では城の愛好団体とも情報交換するなど市民とも連携を密にして取り組みました。

一方、東海道の歴史景観や町並み保全では、市民グループ等とも協働で地域文化の活用を図るなど、市民と手を携えて文化財をこれからのまちづくりに役立てる施策を進めました。

また、歴史資料館等を中心に学校との連携を深め、地域学習の一環として子どもたちにまちの歩みを学習する機会を提供し、体験学習に民俗資料を活用しています。

#### (課題)

まちの歴史を知ることは、これからのわがまちの進むべき方向を見定めるうえで大切なことであり、発刊を続けてきた甲賀市史を、わがまちの歴史を知る身近な資料として活用していくことが大切です。

そして地域の歴史文化を市民の手で主体的に保護活用していただけるよう市民団体との協働の取り組みや、また各地域にある郷土史会など歴史愛好団体が互いに連携するための連絡協議会を立ち上げ、一体となって活動していただくことも重要なことです。また史跡紫香楽宮跡や水口岡山城跡についても市民団体の活力を得て整備活用を図るとともに、観光資源としても活かし、魅力ある地域文化を創出できるよう積極的な活用が求められます。

市内には歴史資料館等の施設が8館あり、それぞれ特色ある展示を行っていますが、地域の資料館としての役割を維持しながら、いかに連携をとって運営していくかが課題であり、今後、市長部局と調整を行いながら観光面にも配慮した資料館運営計画の策定をめざすとともに、将来的には先人の歴史遺産に触れる拠点となる施設について、総合的に研究を進めます。

さらに歴史に学ぶことの大切さを、次代を担う子どもたちに伝え、郷土への愛着心を育むとともに、誇りをもってわがまちの文化を語れる子どもたちを育成することが重要です。

## 14. 文化・芸術・芸能の振興

#### (現状)

すべての人々が、心豊かで潤いのある安心・安全な生活を営み、個性豊かな活力あふれる地域社会をめざし、文化・芸術・芸能活動の振興に努めています。

平成13年(2001年)国において「文化芸術振興基本法」が制定されたことにより、本市は「甲賀市文化のまちづくり計画」を、平成22年(2010年)3月に策定しました。

文化のまちづくり計画に基づき、文化施策を実施してきたことにより、市内で培われてきた地域色豊かな風土・資源・歴史等を基盤として、豊かで潤いのある温かい心が生まれ、市民の英知と活力によって、新たなまちづくり、人と人との結びつきができてつつあります。

文化・芸術・芸能活動を行う団体・個人は、活動の形態や内容は多種多様であり、中核的組織として約200団体が加盟されている甲賀市文化協会連合会があり、地域におけるさまざまな活動を実施されています。

文化・芸術・芸能活動の拠点として、市内4館の文化ホールを位置づけ、市民や各種団体の自主的文化活動等を、ホールを含めた施設の提供を通じて支援をしています。

平成24年度は、年間延べ170,716人、579件の利用があり、舞台を備えたホールの稼働率は、市内4館平均48%となっています。

また、平成24年度より、短歌を使って甲賀市の魅力を再発見し、内外に発信するため、あいこうか「うた」プロジェクトを実施しており、初年度は市内外から2,393首、2年目となる平成25年度は2,597首の応募があり、その関心の広がりが見えます。

#### (課題)

本市の優れた文化資源を活かしながら、充実した文化活動等を継続していくためには、あいこうか「うた」プロジェクトによる短歌の愛好者で組織する実行委員会での自主運営など、人材の発掘や育成による自主的な活動等の支援や、民間の文化事業者等の活力を生かした官民協働型の事業の展開が必要となります。

今後も、甲賀市文化協会連合会を通じた支援に加え、市内文化ホールの自主企画事業を継続し、すべての市民を対象に参加型の文化・芸術・芸能活動の活動場所の提供や、本物の舞台芸術に触れ親しむ機会の充実を図っていくことが重要です。

また、市民の活動の発表や鑑賞機会等の情報を提供することが求められており、今後、より多様な媒体、手段により情報提供を行うことが効果的であることから、ホームページや広報紙だけでなく、甲賀市行政情報番組等を有効に活用することも必要です。

本市は、平成26年度に「甲賀市文化のまちづくり計画・後期計画」の策定を予定していることから、計画策定の中で後継者の育成など課題解決に向けた方策を探っていきます。

また、施設の特性を活かした文化ホールの今後のあり方や管理運営の一元化、施策を推進するための専門的組織の構築等について議論を深める必要があります。

## 第3章 10年間でめざす「甲賀市の教育」の姿

### 1. 教育方針

#### たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

教育は人づくりであり、まちづくりの基礎です。「為すことによって学ぶ (Learning by doing)」という教育の原理を土台とし、甲賀の明日を担う子どもたちをはじめ市民すべてが、恵まれた環境を生かしたさまざまな体験をとおして、豊かな人間性を培い、郷土を愛し、未来を切り拓くたくましさを育むことをめざします。

そのことから、本市の将来像である「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を具現化するために、本市総合計画に掲げられている「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

#### 甲賀市総合計画 まちづくりの目標5【教育・文化分野】

#### たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

子どもたちをめぐる問題が深刻化するなか、次代を担う心身ともにたくましい子どもや青少年を育てます。そして、郷土の歴史や伝統文化に誇りを感じ、自分たちのまちをよくしたいという熱い思いと行動力のある人を、学校教育や生涯学習を通じて育てます。

また、家族や仲間とのスポーツ・レクリエーション活動、芸術及び文化活動を活性化し、市民の生きがい育てるとともに、互いの交流を通じて、新たな地域文化の創造に努めます。

#### (施策の柱)

- ・ 学びが生きがいをうみだすまちづくり
- ・ 子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり
- ・ 歴史と文化を守り創るまちづくり

## 2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、第2章であげた諸課題への対応も含め、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

### **教育目標 1** ともに学び ともに育つ

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒が、安全に安心して学べる環境づくりをすすめるとともに、さまざまな課題を抱える子どもへの教育的な支援の充実を図り、すべての子どもが仲間とともに「学び・育つ」ことをめざします。

また、社会教育施設等の充実をはかるとともに、市民みんなが「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進め、生涯にわたって仲間とともに学ぶことの喜びが実感できる社会教育の推進を図ります。

### **教育目標 2** 読書と体験をとおして豊かな心を育む

子どもの発達段階に応じた読書と体験を積極的に取り組み、子どもが、知恵や思索の源となる言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにすることをめざします。

また、図書館を核とした学校や地域の連携による読書活動を通じて、市民の自主的で自発的な学習意識の向上をめざします。

社会教育においては、自然体験や社会体験の機会を継続して提供することをおして、リーダーの育成をめざします。

### **教育目標 3** 魅力ある地域の人、モノを活かす

本市の「学びと育ち」につながる市民の力を発掘し、それらを資源として活かすための仕組みづくりを進め、多くの市民がよき手本を示す人となることをめざします。

また、数多くの文化財や郷土文化等の豊かな歴史資産を次代に引き継ぐための取り組みを進め、市内外に発信、活用することで、「甲賀市の誇り」を高めます。

### 3. 教育施策推進の基本的方向

#### 教育目標 1 **ともに学び ともに育つ**

##### 家庭教育では…

子どもが人を思いやり、豊かな人間関係を築いていくためには、家庭において一人ひとりの子どもが認められ、愛されていることが実感できるよう子どもと保護者との信頼関係を築くことが大切です。

乳幼児期から心身ともに健康、安全に過ごすことができるよう、社会生活において必要となるルールやマナーについて学習する機会の提供や基本的な生活習慣の確立をめざし、家庭教育の支援に努めます。

##### 就学前教育では…

乳幼児期は、さまざまな人との出会いをとおして、まわりの人への信頼感が育ち、ともに生きる仲間として人間関係の基礎がつけられる時期です。

子どもが自分でやろうとする意欲や行動を温かく見守り、丁寧に寄り添いながらさまざまな機会をとらえ、適切に支援することにより友だちとかかわっていく力の育成を図ります。

また、きまりの大切さに気づき、ルールを守るとともに、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げ、達成感を味わうことができるよう集団活動の機会の確保と協同的・活動的な学びの充実に努めます。

##### 学校教育では…

学校教育は、「学習」という共通の目標に向かう仲間とともに切磋琢磨し、学び合うことで確かな学力を身につけた、心豊かでたくましい子どもを育てることがその責務です。

いじめ等がない、児童生徒にとって居心地のよい集団の中で、協働のよさを実感しながら安心して仲間とともに学び、自立をめざしてともに育つことができる学習環境の整備に努めます。

また、特別支援教育や学校不適応、外国人児童・生徒への対応を関係機関との連携のもと、ニーズに則した支援を進めるとともに、その体制整備・充実を図ります。

### **社会教育では…**

市民一人ひとりが学ぶ楽しさ、交流することの喜びを体験でき、学んだ成果を生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

特に、子どもの豊かな育ちとふるさと意識の醸成につながる自然体験や社会体験、生活体験など直接体験の学習機会の提供に努めます。

また、市民一人ひとりが健康で明るく充実した生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ関連団体・クラブ等の育成・支援を行い、魅力ある活動の展開を支援します。

さらに、次代を担う青少年の健全育成のために、青少年育成市民会議などへの活動支援や学習機会の提供を行い、青少年を見守り、積極的にその育ちにかかわろうとする地域づくりを推進するとともに、関係機関と連携しながら、青少年の自主的な活動を支援する体制を充実します。

### **歴史、文化財保護及び文化振興では…**

まちづくりの基本となる人づくりに資するため、わがまちの歴史を解き明かす手がかりとなる文化資産の調査活動やその活用に積極的に取り組みます。

また、地域に残る「本物」の歴史資産に触れることで、まちの歩みを身近に感じ、先人の知恵やその価値を共有し合うことを通して、次代を担う子どもたちに郷土愛と誇りを育み、甲賀市民としての自信と仲間意識が醸成できる環境整備を図ります。

さらに、様々な文化芸術活動に直接触れる機会をとおして、心を耕し、豊かな感性や知性、社会性を育み、文化芸術の魅力を伝え、広げる役割を担う人材を育てるために、市民が直接参加し、世代を超えたさまざまな人々とふれあい、仲間とともに活動できる楽しさが体験できる場の提供にも努めます。

## 教育目標 2 読書と体験をとおして豊かな心を育む

### 家庭教育では…

家庭では、一家団らんの食事をとることと同じように、読書の時間を設けることが大切です。親子で図書館に行くなど保護者も一緒に本にふれる機会の充実を図り、読書の時間を家庭で習慣づけることが必要です。

甲賀市では、乳幼児期から、保護者のぬくもりを感じながら絵本に接し、一緒に共感しあえるよう、「ブックスタート事業<sup>\*14</sup>」など読書の楽しさに出会える機会の充実を図ります。また、成長段階に応じた読書やお話会などをとおして豊かな心の育成に努めます。

さらに、親子で運動や芸術、自然にふれる体験をとおして、豊かな感性を育むとともに、家庭で手伝いをするなど、生活に根ざした体験をとおして、家族が安らぎ、心通うふれあいの時間をもつ大切さを啓発していきます。

### 就学前教育では…

絵本や童話の読み聞かせをとおして、心と心の交流と情緒の安定を図ります。また、絵本や図鑑などに興味を広げるとともに、言語感覚や想像力、集中力を養い、感性豊かな子どもの育成を図ります。

乳幼児期の子どもたちの学びは遊びをとおして培われることから、園生活ではさまざまな人・モノ・自然と関わることができる遊びや活動を工夫するとともに、成功体験を溜め込み自己への信頼感を育てます。

### 学校教育では…

人はことばで考え心を育て、ことばを介して人やモノとの関係を築きます。ことばは、人が人らしく生きるために必要不可欠であり、子どもたちに育てなければならない「生きる力」の基礎をなすものです。

学校教育では、ことばを学び、豊かな心を育むために、「朝の読書」活動や国語科をはじめとする各教科等の指導をとおして、読書活動の推進に努めます。

また、学校図書館の充実を図るとともに、市立図書館との連携を深め、よりよ

---

\*14 親子が絵本を通じて心ふれあうひとときをもつきっかけづくりを目的に、市内すべての赤ちゃんと保護者を対象に実施している事業で、ボランティアの協力をいただきながら、絵本のプレゼントと読み聞かせを行っています。



い読書環境づくりに努めます。さらに、学校司書巡回事業の拡充により、子どもたちへの読書活動支援と図書室の環境整備を充実させるとともに、市民ボランティアの活用と子どもの主体的な取り組みを進め、読み聞かせ活動の発展、図書の紹介、貸し出しの推進などを図ります。

また併せて、「教科の学習」や「総合的な学習」、「特別活動」などに積極的に体験活動を取り入れ、問題を解決する態度と力を育てることをとおして、自他に対する信頼感を高め、学力の向上や豊かな心情の育成をめざします。

### **社会教育では…**

図書館はあらゆる情報の窓口として、市民の学びや地域づくりのためにひろく活用される拠点となることをめざします。

乳幼児期においては、生涯にわたる自主的・自発的な読書習慣の形成のため、本と気軽に親しむことができる環境づくりを進めます。

学齢期の子どもには、学校と連携・協力し、学校図書室の補完的役割を担うとともに、子どもたちの身近な図書館として利用・活用しやすい親しまれる図書館づくりを進めます。

さらに、市民一人ひとりの生涯にわたる学習活動を支援するため、郷土資料など各種の資料を収集・提供するなど、地域の活性化に貢献する図書館活動を展開します。

自然体験活動やスポーツ活動は、子どもたちはもちろん、市民の自主性や協調性を向上させ、楽しみながら自然や仲間とふれあい、さまざまな生きる力を育む活動です。このことから、子どもの豊かな育ちと市民のふるさと意識の醸成につながる自然体験や社会体験、スポーツ体験、生活体験などの体験活動を積極的に推進します。

### **歴史、文化財保護及び文化振興では…**

歴史を学ぶ事は今を知る事であり、次の時代を見通す手がかりともなるものです。

わがまちの歴史を記した書物は、優れた伝統文化や文化芸術を継承・創造する人材を育て、ともにわがまちを育てていこうとする市民性を育成することにつながることから、甲賀市史などのまちの歴史に親しめる刊行物の普及に努めます。また、現地で、あるいは各種講演会等で、わがまちに生きた古人（いに

しえびと) や各種文化の在りし日の姿にふれることは、歴史を感じ、興味を拓けるためには不可欠です。市民だれもがまちの歴史に触れ、学ぶことができる遺跡・遺物の研究・整備を今後も継続して進めます。

一方、市内には多くの分野で、積極的に文化活動に取り組んでいる団体があります。その活動を支え、さらに発展することめざして、市では、文化ホールを中心に、活動の場の提供や、文化芸術の鑑賞機会、体験型事業の充実に努めるとともに、歴史の分野では、各種講演会や展示会の開催をとおして、市民の学びの場を提供しています。

一例として、紫香楽宮跡から歌木簡が発見されたことを契機として始まった「あいこうか 歌プロジェクト」(平成 24 年度事業開始)。市内外から 2300 句を超える短歌が寄せられ、市民のさらなる学びの意欲を喚起する取組みとして、成果をあげています。

今後も、まちの文化振興を支える各種団体の活動の輪の広がりを支えるとともに、多くの市民が参加し、ともに文化の継承と発展にかかわることができる活動づくりを提案していくことに取り組みます。

## 教育目標 **3** 魅力ある地域の人、モノを活かす

### 家庭教育では…

さまざまな家庭教育講座や親子ふれあい事業などをおして、家庭教育サポーターとともに、子どもと保護者の絆を深め、心豊かな子どもの育成に努めます。

また、安心して子育てができるよう、地域の人、モノを生かし、地域に根ざした仲間づくりの支援を進めるとともに、家庭教育の情報提供など家庭教育の支援に努めます。

### 就学前教育では…

子どもの成長にとって大切な生活習慣の基本を教えることは家庭の役割ですが、「地域の中で子どもは育つ」と言われるように、子どもの健やかな育ちのためには、家庭のみならず地域ぐるみで活動することが大切です。

乳幼児期の子どもが、身近な自然に触れ、たわむれることや地域に古くから伝わる行事や文化を知り、地域の人々の温もりを感じることは、地域を愛する心の育成につながります。

未就園児交流事業、高齢者との交流事業等、地域の人々とのかかわりや地域性を生かした独自性のある保育・教育の取り組みを進めます。

### 学校教育では…

地域の自然、歴史、文化を教育に活用することで、児童・生徒の興味・関心に応じた特色ある教育活動や豊かな体験活動を展開します。

これらの学習により、児童・生徒が、育ってきた地域に愛着を持ち、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

また、地域人材を学校教育に活用することや、児童・生徒が地域に出かけて学習することで、学校の活性化を図り、開かれた学校づくりを推進します。

## 社会教育では…

公民館や図書館などの社会教育施設では、趣味、教養を深めるための学習や地域の課題に関わる学習など、さまざまな学習の場として利用できるよう、市内外の情報の収集や各種学習情報の提供を行います。

また、地域における学習のリーダー、指導者となるボランティアや人材を有効に活用するため、生涯学習支援スタッフネットワーク（教育人材バンク）の実効的な運用を図り、学校、家庭、社会教育団体、企業、NPOなどと連携・協力しながら多様な学習活動に対応する体制整備と機会を提供します。

スポーツ活動においては、スポーツ推進委員を中心としたリーダーの育成をはかります。

## 歴史、文化財保護及び文化振興では…

市内には日本の歴史を知る重要な歴史資産が数多く存在しています。また、これらは、身の回りに広がる豊かな自然、貴重な動植物とともに、後世に引き継がねばならない大切な地域共有の財産と言えます。

しかし、情報化の進展や都市化の影響など地域社会の急激な変化によって、子どもたちがその価値に親しみ学ぶ機会が減少しつつあります。

自然に親しみ、地域の人々が大切に守り伝えてきた歴史資産を学習することで、地域への愛着心を育み、また歴史教育を通じて先人の経験を自らの経験として未来を見据えて行動する力を備えた子どもを育成します。

地域にはさまざまな暮らしの知恵や伝統的技術をもった人々や文化・芸術・芸能に携わっている人々がおられ、それを受け継ぐような環境づくりを行うとともに、地域の歴史、生活文化、伝統文化等の伝承活動や「アール・ブリュット<sup>\*15</sup>」をはじめとするさまざまな文化芸術の創作活動を支援し、それぞれの場で活動している人々が活躍する場の提供に努めます。

さらに、本市がもつ地域固有の財産を市民と共有し、広く発信していくことで個性豊かな魅力あふれるまちづくりにつなげていきます。

---

\*15 フランスのジャン・デュビュッフェ（Jean Dubuffet 1901-1985）という芸術家が考案した言葉で、日本語に訳される場合には一般的に「生の芸術」とされ、「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに、自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。作者に障がいのある方が多いことから、障がい者アートと解釈されることも多いが、同じ意味ではない。（アール・ブリュット発信検討委員会報告書より抜粋）

## 4. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、10年間に、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、以下のとおり設定します。

### 家庭教育

- ・ 家庭教育力の向上
- ・ 家庭・地域社会の連携

### 就学前教育

- ・ 保育園・幼稚園における保育・教育の充実
- ・ 育ちをつなぐ保育園・幼稚園、家庭、地域社会、関係機関、小学校の連携
- ・ 教職員の資質・専門性の向上

### 学校教育

- ・ 「生きる力」を育む学校教育の推進
- ・ 教職員の指導力・職務遂行力の向上を図る研究・研修の充実
- ・ 特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実

### 社会教育

- ・ 生涯学習の推進と学習者への支援
- ・ 社会教育施設での学習活動の推進
- ・ 青少年の健全育成
- ・ 人権教育の推進
- ・ 社会教育関係団体への自立支援
- ・ 生涯スポーツ推進体制の充実
- ・ スポーツ施設の有効利用
- ・ スポーツ事業の推進

### 歴史、文化財保護及び文化振興

- ・ 市史編さん事業の推進
- ・ 歴史文化遺産の普及と文化財保護意識の啓発
- ・ 文化財の調査管理と保存整備
- ・ 歴史文化遺産の継承と活用
- ・ 人材育成と活動の場の充実
- ・ 文化・芸術・芸能の環境整備の充実
- ・ 文化・芸術・芸能の自主活動への支援

## 第4章 今後5年間に取り組む教育施策

この章では、第3章で定めた教育施策推進の基本的方向に基づき、今後5年間に取り組むべき主要な教育施策を、教育の柱に沿って、総合的かつ体系的に掲げます。

また、その中でも重点的に取り組むべき事業と、その成果指標又は事業目標を示します。

### 教育施策の体系

以下の施策体系に基づき、教育施策を総合的かつ計画的に推進します。

教育方針		たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる
教育目標		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. とともに学び とともに育つ</li> <li>2. 読書と体験をとおして豊かな心を育む</li> <li>3. 魅力ある地域の人、モノを活かす</li> </ol>
教育施策の柱（大区分）		教育施策（中区分）
家庭教育	(1)家庭教育力の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 家庭教育の支援</li> <li>② 家庭教育の情報提供</li> </ol>
	(2)家庭・地域社会の連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域との協働による家庭教育支援の推進</li> <li>② 家庭教育の啓発</li> </ol>
就学前教育	(1)保育園・幼稚園における保育・教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 保育・教育の充実</li> <li>② 多様な保育サービスの提供</li> </ol>
	(2)育ちをつなぐ保育園・幼稚園、家庭、地域社会、関係機関、小学校の連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 子育て支援、地域の人々との交流推進</li> <li>② 家庭教育、乳幼児教育、小学校教育の連携</li> <li>③ 特別支援教育の充実</li> </ol>
	(3)教職員の資質・専門性の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 人権教育・環境教育・安全教育・食育・読書の推進等の研修、研究の充実</li> <li>② 特別支援教育の推進</li> <li>③ 保育・教育の計画と評価の実践</li> </ol>

教育施策の柱（大区分）		教育施策（中区分）
学校教育	(1)「生きる力」を育む学校教育の推進	① 基本的な生活習慣の定着を図る取り組みの徹底
		② 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援
		③ 豊かな人間性や社会性を育む体験活動の計画・実践への指導と支援
		④ 健やかな体とたくましい体力を育む教育計画・実践への指導と支援
		⑤ 地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進
		⑥ 食育の推進
	(2)教職員の指導力・職務遂行力の向上を図る研究・研修の充実	① 教科教育・特別支援教育・人権教育・学級経営・生徒指導・実技実務等の指導力向上研修の充実
		② 児童・生徒に確かな学力をつけるための研究の推進
	(3)特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実	① 学校不適応・不登校をなくすための教育相談体制の充実
② 障がい等特別な配慮を要する子どもや保護者への相談活動や支援の充実		
③ 外国人児童・生徒や保護者への学習や生活適応にかかる支援の充実		
社会教育	(1)生涯学習の推進と学習者への支援	① 地域の人材を生かした講座等の開催
		② 学習ニーズに応じた情報の提供
		③ 市民の自主的・自発的な学習の支援
		④ 社会の変化に対応した教育の推進
		⑤ 担当職員の資質・専門性の向上
	(2)社会教育施設での学習活動の推進	① 市民の学習活動拠点施設としての機能充実
		② 図書館サービスの向上
	(3)青少年の健全育成	① 青少年リーダー育成事業
		② 少年センターの充実
	(4)人権教育の推進	① 「甲賀市人権教育基本計画」の推進
		② 学校・園における人権教育の推進
		③ 社会教育における人権教育の推進
		④ 関係機関等の連携
(5)社会教育関係団体への自立支援	① 自立に向けた総合的な支援	
(6)生涯スポーツ推進体制の充実	① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	
	② スポーツ推進委員及びスポーツ指導員の活動の充実	
	③ スポーツ団体活動・事業の支援	
(7)スポーツ施設の有効利用	① スポーツ施設の管理運営	
	② 学校施設開放の推進	

教育施策の柱（大区分）		教育施策（中区分）
社会教育	(8) スポーツ事業の推進	① スポーツイベントの開催・支援
		② スポーツ教室の開催
		③ 地域における健康体力づくり活動の推進
歴史、文化財保護及び文化振興	(1) 市史編さん事業の推進	① 市史全8巻の編集と刊行
		② 市史編さん叢書の刊行
		③ 「市史」の普及及び活用
	(2) 歴史文化遺産の普及と文化財保護意識の啓発	① 資料館施設における公開活用事業の充実
		② 市民を対象とした文化財保護意識の醸成、啓発
	(3) 文化財の調査管理と保存整備	① 文化財の管理と保存、伝承活動支援
		② 文化財調査の推進
		③ 滋賀県との連携による調査等の推進
		④ 史跡等の整備活用
	(4) 歴史文化遺産の継承と活用	① 歴史文化遺産の保存、継承及び積極的な活用
		② 歴史文化遺産を利用したまちづくりの推進
	(5) 人材育成と活動の場の充実	① 芸術や伝統文化等に親しむ教育の推進と子ども・青少年が発表する機会の拡大
		② すべての人々に芸術・伝統文化・生活文化を身近に体験できるワークショップ等の活動の促進
③ 子ども・青少年を対象とした文化公演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大		
④ 文化活動をサポートする人材の育成とその成果の活用		
⑤ 芸術家等の創造活動への支援		
(6) 文化・芸術・芸能の環境整備の充実	① 文化施設の利用促進	
	② 文化ホールのあり方についての検討	
	③ 民間団体・NPO等が行う文化の公演等への支援	
	④ 高齢者・障がい者等すべての人々の文化活動等の環境整備	
	⑤ 文化・芸術・芸能活動が活発に行われる環境づくりの推進	
(7) 文化・芸術・芸能の自主活動への支援	① 自主活動に必要な情報提供、文化施設相互の連携促進及び支援	
	② さまざまな分野の芸術家や文化団体等関係者の活動への支援	



# 1. 家庭教育

## (1) 家庭教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の源です。乳幼児は親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいをおして、人として生きていくために必要で大切なことを学んでいきます。保護者に子育てに関する学習機会を提供し、家庭教育の重要性を発信し、親子の育ちにつながる家庭教育力の向上を支援します。

家庭の中で、「早寝、早起き、朝ごはん」の基本的な習慣を身につけ、さらに「あいさつ、読書、運動」を加えた6つの生活習慣により、子どもたちが毎日をよりよく生きるための力を身につけることができるよう保護者への情報提供や支援に取り組めます。

### ① 家庭教育の支援

家庭教育講座、子育て親育ち講座、子育て相談など

### ② 家庭教育の情報提供

市広報紙による情報提供、ホームページの充実、地域情報基盤の活用、啓発冊子、ちらしの配布など

### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
家庭教育講座	・ベビーマッサージ ・親子ふれあい運動広場 ・いきいき孫育て講座等の 内容を充実します。	36講座	42講座	42講座	→				
子育て親育ち 講座	さまざまな機会を活用して 学習機会を提供したり、保 護者と子どものふれあいを 深める事業を実施します。	7か園 3小学校	12か園 4小学校	12か園 4小学校	→	15か園 5小学 校	→		
子育て相談	講座を利用して、気軽に子 育ての相談ができる場所を 提供します。	随時	随時	随時	→				
市広報紙等 による情報提供	家庭教育の重要性を発信 し、保護者の意識啓発を 図るとともに情報を提供 します。	実施	実施	継続 実施	→				

## (2) 家庭・地域社会の連携

子どもが安心して生活をし、安定感をもって成長発達に必要な経験を積み重ねていくために、適切なかかわりや援助を行える家庭環境づくりをめざします。

また、地域資源を有効に活用できる環境づくりを進めるため、家庭教育や子育てを地域のみinnで応援できるシステムの構築に努めるとともに、家庭教育を支える地域の人材育成や関係機関との連携に取り組みます。

### ① 地域との協働による家庭教育支援の推進

地域の人材育成、園での読みきかせ活動など

### ② 家庭教育の啓発

ブックスタート、おはなしの本箱など

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
地域の人材育成	家庭教育の支援を行うためのボランティアを地域の人材として育成し、家庭教育講座の講師や保育園幼稚園の読みきかせ等、活動の場を設けます。	50人	70人	70人	→				
ブックスタート	絵本を通じて、親子や家族のコミュニケーションを深めるとともに、家庭教育の大切さを理解するきっかけづくりとして、すべての赤ちゃんと保護者に読みきかせ体験を実施し、絵本を手渡します。	24回	24回	継続 実施	→				
おはなしの本箱	10か月健診会場に「おはなしの本箱」を設置し、乳幼児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行います。	4回	12回	12回	→				

## 2. 就学前教育

### (1) 保育園・幼稚園における保育・教育の充実

児童福祉法に基づく保育所保育指針と学校教育法に基づく幼稚園教育要領の改訂を踏まえ策定した「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に基づき、子どもの発達の過程を踏まえた保育・教育に取り組みます。

また、園生活の中では、子ども同士のかかわりをとおして、情緒的、社会的、道徳的な発達を促していきます。さらに、多様な保育サービスのニーズや、保育園・幼稚園の地域性を大切にされた保育・教育環境の充実に取り組みます。

#### ① 保育・教育の充実

「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」、「甲賀市乳幼児保育・教育がめざすもの」、「甲賀市乳幼児保育・教育課程」による保育園・幼稚園の一貫した保育・教育の実施、人権教育、環境教育、食育の推進、読書の推進、安全教育など

#### ② 多様な保育サービスの提供

預かり保育、一時預かり保育、長時間保育、延長保育など

### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
乳幼児保育・教育課程プロジェクト	乳幼児保育・教育課程の見直しを行い、発達に応じた保育・教育を行います。	継続	継続	0～2歳児見直し	実施	→		
				3～5歳児見直し	実施	→		
					項目別見直し	実施	→	
預かり保育	公立幼稚園での預かり保育を継続して実施します。	253人	260人	260人	→			
一時預かり保育	緊急・一時的に保育を必要とする保護者の育児負担の軽減を目的として、一時預かり保育を行います。	3,337人	3,400人	延べ3,400人	→			

**(2) 育ちをつなぐ保育園・幼稚園、家庭、地域社会、関係機関、小学校の連携**

保育園・幼稚園において家庭や地域との「連携」は不可欠です。家庭や地域社会、関係機関及び小学校と連携を強化し、子どもにとって最適な保育・教育が展開できるよう取り組みます。

また、保育園・幼稚園が地域の子育ての拠点となっていくよう園と家庭や地域社会が関係を深め、連携を図りながら子どもの育ちを見守っていきます。

**① 子育て支援、地域の人々との交流推進**

保護者研修、地域の人々との交流事業、地域との連携、懇談会、保護者会・PTA活動、子育て相談など

**② 家庭教育、乳幼児教育、小学校教育の連携**

保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録送付、個別の教育支援計画・個別の指導計画作成及び送付、幼児教育と小学校教育の相互理解、保幼小連絡会、小学生との交流など

**③ 特別支援教育の充実**

甲賀市就学前特別支援教育検討会、関係機関連携、特別支援教育環境整備など

**【主要事業と成果指標・事業目標】**

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
子育て相談	保護者研修において、人権研修や子育てについての研修を行うとともに子育て相談を充実します。	随時	随時	継続 実施	→				
未就園児交流	未就園児交流を行い、子育て支援や地域の親同士をつなぐきっかけをつくります。	21か園	20か園	全園 実施	→				
地域との連携 推進	祖父母交流や自治振興会との連携を行い、体験、防災、防犯などについて地域の実情に応じて取り組みます。	21か園	20か園	各園2 回実施	→				
小学校との連携 推進	小学校教育との円滑な結びつきを行うため、園児と児童の交流を推進します。	20か園	20か園	各園1 回実施	→				
甲賀市就学前 特別支援教育 検討会	市内の保育園・幼稚園に在籍、又は入園予定の特別な支援を必要とする乳幼児を対象に、適切な特別支援教育を実施するため、各関係機関と連携を図り検討会を行います。	継続	継続	継続 実施	→				

### (3) 教職員の資質・専門性の向上

子どもや保護者の多様な思いに応えるために、研修や研究により自己研鑽に努め、より一層専門的な知識や技術を身につけていく必要があります。

さらに、自己の保育・教育を評価する目を養い、園全体の課題を明確にし、発達を見通した長期的な計画と、具体的に示した短期的な計画をもとに保育・教育に取り組みます。

#### ① 人権教育・環境教育・安全教育・食育・読書の推進等の研修、研究の充実

園内研究、研究保育、保育園・幼稚園全員研修会・新任研修など

#### ② 特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーター研修会、個別の教育支援計画・個別の指導計画作成、ここあいサポート啓発など

#### ③ 保育・教育の計画と評価の実践

乳幼児保育・教育課程と指導計画の作成、保育園・幼稚園の自己評価の実施など

### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
【新規】 研究保育	各園で実施している園内研究を他園に広げるとともに、私立園と連携して研修を実施し、保育・教育の研究の充実を図ります。	—	—	10回	→				
特別支援教育 コーディネーター 研修会	特別支援教育コーディネーターとしての資質向上に取り組みます(私立園含む)。	3回	3回	3回	→				
【新規】 保育・教育の 計画・研修	子どもの発達過程を踏まえ一人ひとりに応じた計画を作成し見通しをもった保育・教育に取り組みます。	—	—	実施	→				
保育園・幼稚園 評価	保育・教育について常に子どもの視点に立って自己評価を行い保育・教育の質の向上を図ります。	各園1回	各園1回	各園 1回	→				

### 3. 学校教育

#### (1) 「生きる力」を育む学校教育の推進

教育基本法で示されている教育の理念を踏まえ、基礎的な知識・技能の習得とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付け、学習意欲を高めます。さらに、道徳教育や保健体育指導などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成します。これらの基礎に「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ・運動・読書」など、基本的な生活習慣の徹底を位置づけて、小・中学校への指導と支援を行います。

- ① 基本的な生活習慣の定着を図る取り組みの徹底  
6つの生活習慣の徹底など
- ② 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育計画・実践への指導と支援  
学びの支援事業、学校司書の巡回、こうかの学び向上事業、ALT・CIR等の設置、英語検定・漢字検定、市費講師・支援員配置、学校訪問指導など
- ③ 豊かな人間性や社会性を育む体験活動の計画・実践への指導と支援  
生きる力を育てる夢はぐくみ事業、特色ある学校づくり、チャレンジウィーク、学校訪問指導など
- ④ 健やかな体とたくましい体力を育む教育計画・実践への指導と支援  
部活動など大会出場補助、学校訪問指導など
- ⑤ 地域に開かれ、信頼される学校づくりの推進  
学校評議員、学校評価、各校ホームページ公開、校報発行など
- ⑥ 食育の推進  
食育の日や、献立研究会・試食懇談会の実施など

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
学びの支援事業	継続的学力充実のための学習支援として、少人数学習対応や夏休み教室のほか、地域で子どもを育てる環境を整備するため、地域学を推進し、郷土愛の醸成を図ります。	—	全ての小 中学校で 実施	継続 実施	—————▶				
学校司書の巡回	子どもに適切な本の選び方、本や読書の魅力を伝えることで、子どもたちの読書に関する興味・関心を高め、読書活動を推進します。	—	23 小学校	23 小学校	23 小学校	6 中学校	—————▶		

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
こがの学び 向上事業(小・ 中学校)	2年間の研究実践校を指定し、予習を活かした学習指導等の工夫を図ります。また、その研究成果の普及に努めます。	7校 (実施校)	7校	9校	→				
生きる力を育 てる夢はぐくみ 事業	ALT・CIR* <sup>16</sup> 等の設置 ALT や CIR を配置し、国際化に対応し、国際社会で活躍できる児童・生徒の育成を図ります。	7人 (配置人数)	7人	10人	→				
	【新規】英語検定・漢字検定子どもたちが夢を実現させるための確かな「学力」と学びへの「意欲」を育てるとともに、目標を定め挑戦する心を養い、その成果の検証の場として検定を実施します。	—	—	英検・ 中学校 漢検・ 小学校 (4～6 年生)	→				
特色ある学校 づくり	地域の人材、文化財や歴史遺産、公共施設等の活用を積極的に推進し、各学校や地域の特色を生かした学校教育の実現を図ります。	すべての 小中学校 で実施	すべての 小中学校 で実施	すべての 小中学校 で実施	→				
献立研究会等 の開催	食物をバランスよく食べる知識を身につけることや、生活習慣病やアレルギー対策など、家庭の協力を得ながら食育を推進します。	食育の日、 献立研究会・試食懇 談会などの 実施	食育の日、 献立研究会・試食懇 談会などの 実施	継続 実施	→				

\*16 ALTは、外国語授業の補助を行う外国語指導助手（Assistant Language Teacher）の略称。CIRは、地方公共団体が実施する国際交流事業の補助を行う国際交流員（Coordinator for International Relations）の略称。

**(2) 教職員の指導力・職務遂行力の向上を図る研究・研修の充実**

学校教育の充実のためには、教職員の資質や能力を高めることが重要であり、教職員個々の自発的、主体的な自己研修を促すことはもとより、市や学校においても計画的な研修を実施し、指導力の向上を図っていく必要があります。学校における校内研修・研究への指導助言と支援、教育委員会主催の研修の充実、教育研究所における研究推進と成果の普及に取り組みます。

**① 教科教育・特別支援教育・人権教育・学級経営・生徒指導・実技実務等の指導力向上研修の充実**

市教職員全員研修、市養成研修・指定研修・希望研修・学校マネジメント研修など

**② 児童・生徒に確かな学力をつけるための研究の推進**

教育研究所における調査研究、各学校における校内研究推進の策定など

**【主要事業と成果指標・事業目標】**

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
教職員研修	教職員の資質向上のための研修(市教職員全員研修、学校マネジメント研修、市養成研修・指定研修・希望研修・学校マネジメント研修など)を実施します。	実施	実施	継続 実施	—————▶				
教育研究	研究協力者、専門委員、研究協力校、研究推進委員を委託し、予習を取り入れた授業等についての検証を行い、研究で明らかになったことの発信に努めます。また、小中一貫校の教育課程の研究・編成を進めます。	実施	実施	継続 実施	—————▶				
教育研究奨励	市内校園教職員の個人又はグループの研究実践レポートを募集し、研究成果の普及を行います。	実施	実施	継続 実施	—————▶				



**(3) 特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実**

発達障がいを含むさまざまな障がいをもつ児童・生徒、学校不適応や不登校の課題をもつ児童・生徒、日本語指導が必要な外国人児童・生徒、経済的困難により就学援助を要する児童・生徒など、特別な配慮を要する児童・生徒の数は年々増加傾向にあり、その課題は多様化しています。個々の支援の必要性を的確に把握し、対象となる児童・生徒やその保護者に対して、適切な指導や援助ができるよう取り組みます。

**① 学校不適応・不登校をなくすための教育相談体制の充実**

教育相談、適応指導、ケアサポーター・訪問指導員・支援員等派遣など

**② 障がい等特別な配慮を要する子どもや保護者への相談活動や支援の充実**

ことばの教室、通級応援、教育相談、巡回相談、特別支援員配置など

**③ 外国人児童・生徒や保護者への学習や生活適応にかかる支援の充実**

母語支援員派遣など

**【主要事業と成果指標・事業目標】**

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
教育相談	校内での組織的対応に取り組めるよう指導助言を行うとともに、児童・生徒・保護者を対象に教育相談事業を継続して進めます。	該当校 実施	該当校 実施	該当校 実施	→				
適応指導	適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒を対象に学習や体験活動の場を提供し、学校復帰を支援します。	3箇所	3箇所	3箇所	→				
ことばの教室	「ことばの教室」の指導環境の充実を図るとともに、通級応援事業を進めることにより通級児の在籍校園との連携を推進し、指導支援を進めます。	6箇所	6箇所	6箇所	→				
母語支援員の派遣	地域人材の積極的活用を進めることにより、一層充実した母語支援を行います。	配置	配置	配置	→				

## 4. 社会教育

### (1) 生涯学習の推進と学習者への支援

人々は、自己の充実や生活の向上を目指し、学習活動、趣味・スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて充実した生きがいある人生を送りたいという願いをもっています。

そのため、市民一人ひとりが、学ぶ楽しさ、交流することの喜びを実感し、「参加してよかった」、「学んでよかった」と思うことで、その学びを地域で生かせることができる生涯学習社会づくりを積極的に推進します。

さらに、社会教育委員の会議からの提言を踏まえ、教育人材バンクをはじめ、地域の人材を有効に活用する学習機会を設けます。

また、事業の企画など担当する職員の資質、専門性の向上に努めます。

#### ① 地域の人材を生かした講座等の開催

教育人材バンクの充実、生涯学習支援スタッフネットワークの運用、市内ボランティア団体との連携など

#### ② 学習ニーズに応じた情報の提供

市広報紙や区長会を通じての情報発信、市ホームページの活用など

#### ③ 市民の自主的・自発的な学習の支援

学びの体験広場開催、こうか盛人のつどい、地域文化祭の開催など

#### ④ 社会の変化に対応した教育の推進

平和学習、人権教育、環境問題学習会開催など

#### ⑤ 担当職員の資質・専門性の向上

事業企画など多様な研修の実施

### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
地域人材の活用率の向上	教育人材バンクをはじめ、地域の人材を有効に活用しながら、講座等を開設します。	66 (教育人材バンク登録者数)	70	10%	→				30%
ホームページの活用による情報発信	社会の変化と市民の学習ニーズに応じた情報を提供します。	754	1,000	2,000 市ホームページでの公民館情報へのアクセス数	→				5,000

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
サークル・自主活動団体の活動支援	市民の自主的・自発的な学習活動が、より活性化するように異世代交流等を図ります。	286 団体	290 団体	292 団体	→ (市内のサークル・団体数)			300
社会の変化に対応した教育の推進	自治振興会の活動など、地域や市民の求めに応じた学習機会を提供します。	人権教育講座・環境講座の実施	実施	自治振興会等との連携	→			
【新規】職員研修の実施	職員の資質・専門性の向上を図るため事業企画、学習プログラムの作成など多様な研修を実施します。	—	—	研修計画の策定	5回	→		

## (2) 社会教育施設での学習活動の推進

社会教育や生涯学習の拠点のひとつである公民館や図書館の果たす役割はますます重要となってきました。

公民館では、講座、教室等の開催とともに、生活課題の解決や家庭教育、自主グループの支援、さらに、地域のコミュニティ施設としての機能が求められています。また、地域活動における青年層の積極的な参画が期待される中で、青年活動の拠点施設としての役割とともに、青年リーダーの育成につながる事業展開が必要です。

図書館では、図書館協議会による甲賀市図書館のサービス向上に関する提言において、だれもが気軽に読書を楽しめる環境づくりと、利用者が求める資料の計画的な収集・保存による魅力ある蔵書整備への期待、さらに、図書館サービス向上のための人材確保などが問われています。

このことから、サービス向上計画を着実に推進し、地域に根ざした学習活動の推進と学習機能の充実を図ります。

### ① 市民の学習活動拠点施設としての機能充実

公民館講座、教室の開催、施設機能の充実など

### ② 図書館サービスの向上

図書館運営、移動図書館車の活用、広報活動、学校図書等との連携など

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公民館講座の開設	学習活動の拠点として、各種講座の開催とともに、生活課題の解決につなぐ学習を展開します。	225	240	260	→ (講座・教室等の開催)			280
こども読書活動の推進	子どもが自主的な読書活動ができるように啓発を行い、子どもの時から本に親しむことができる環境整備を図ります。	小学生 7冊 中学生 3冊	小学生 9冊 中学生 3冊	小学生 9冊 中学生 4冊	→			小学生 10冊 中学生 5冊
図書館サービスの向上	誰もが、いつでも、どこでも、気軽に本に親しんでもらうことができる機会を提供するための事業を推進します。	実施	実施	図書館サービス向上計画の策定	実施	→		

### (3) 青少年の健全育成

社会の担い手である青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であり、自由で創造性豊かな、健やかでたくましい青少年を育成するために、関係機関や関係団体等が連携を密にし、過去の教訓を生かし、安全で安心できる事業の推進を図ります。

そのために、豊かな人間性を育むうえで、大切な自然体験活動を安全で効果的に実施するために策定した自然体験活動振興計画に基づく事業を推進します。

また、少子高齢化、核家族化や情報通信技術の発達など青少年を取り巻く環境の変化は、自然体験など実体験や異年齢交流の機会を減少させるとともに、インターネットや携帯電話をとおして簡単に危険なサイトへアクセスできるなど、有害な環境が青少年にとって身近なものとなっています。

そのため、青少年を取り巻く有害環境への対応や非行防止、薬物乱用防止のために少年センターの充実をはかり、地域や団体との連携を密にして青少年の健全育成に努めます。

#### ① 青少年リーダー育成事業

ニンニン忍者キャンプの開催、青少年団体指導者安全研修会の開催、自然体験活動安全対策研修会の開催など

#### ② 少年センターの充実

少年センターの運営、青少年の立ち直り支援、少年補導委員設置など

### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
自然体験活動の推進	自然体験活動における安全対策の指導啓発や指導者育成、ニンニン忍者キャンプなどを通じて青少年リーダーを育成します。	実施	実施	継続 実施	—————▶				
少年センターの充実	学校、地域社会等と連携をしながら、少年センターを拠点とした相談、指導助言、市内巡回、啓発広報等の活動を実施します。	実施	実施	無職少年 対策指導 員の配置	—————▶				

#### (4) 人権教育の推進

「甲賀市人権教育基本計画」に基づき、あらゆる場における人権教育・啓発の推進に取り組みます。

また、人権関係団体・機関と連携を図り、情報の共有や啓発事業の共催など効果的な教育・啓発の取り組みを推進します。

##### ① 「甲賀市人権教育基本計画」の推進

各種事業の進捗管理など

##### ② 学校・園における人権教育の推進

人権教育基底プランの推進、人権教育保育・授業研究会、教職員人権教育全員研修会など

##### ③ 社会教育における人権教育の推進

人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の開催、啓発冊子等の作成など

##### ④ 関係機関等の連携

甲賀市人権教育推進協議会、公益社団法人甲賀・湖南人権センター（あすぱる甲賀）等との連携など

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
人権教育基底プランの実践	「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、ブロック別人権教育主任会を柱とした実践及び研修を推進します。	実施	実施	実施	→				
地域リーダーの育成	サポーター養成講座、スキルアップ講座を開催し、地域の人権教育の核となるリーダーを育成します。	実施	実施	継続 実施	→				
人権教育連続セミナーの開催	市民及び社会教育団体に向けて個別的な人権課題についての研修会を開催します。	実施	実施	継続 実施	→				
地区別懇談会の開催	人権関係機関・団体と連携を図り、地域ごとに効果的な教育・啓発の取り組みを推進します。	実施	実施	継続 実施	→				

**(5) 社会教育関係団体への自立支援**

社会教育関係団体は、地域の社会教育活動の中心的な役割を担っています。社会教育関係団体がそれぞれの団体の目的に沿って自立した活動ができるよう、指導者の育成、情報資料の提供配布、活動の場の提供などの支援をします。

地域の教育力を高めるため、社会教育関係団体のほか、その地域で社会教育活動をしている各種の団体との連携、協力体制の構築に努めます。

**① 自立に向けた総合的な支援**

社会教育団体の育成支援など

**【主要事業と成果指標・事業目標】**

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
社会教育関係団体の育成支援	各団体とのコミュニケーションを図り、企画、運営、事務など各分野における課題を共有して、各団体に応じた自立への必要な支援を行います。	実施	実施	団体に 応じた 支援の 実施	→				

(6) 生涯スポーツ推進体制の充実

生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を増やすため、市民が幅広いスポーツ活動に取り組める環境をつくることを目的として、総合型地域スポーツクラブ等の活動や体制の支援を行います。

① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

地域の特色のある内容で親しみやすいスポーツ教室やイベントの開催など




② スポーツ推進委員及びスポーツ指導員の活動の充実

ニュースポーツの普及などスポーツ全般に渡る指導やコーディネーターとしての活動

③ スポーツ団体活動・事業の支援

種目別試合・支部単位事業など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
総合型地域スポーツクラブの活動の充実	誰もが気軽にスポーツに親しめる社会づくりをめざし、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図ります。	10クラブ 2,081人	10クラブ 3,000人以上	10クラブ 2,400人	 (総合型地域スポーツクラブの会員数)				10クラブ 2,700人
指導者の育成	スポーツを広く啓発、指導するにあたり指導者の確保及び育成を図ります。	研修会の実施	継続実施	研修会の実施					
スポーツ推進委員及びスポーツ指導員の活動	生涯スポーツの振興・普及のため、スポーツ推進委員等は、行政と市民とのパイプ役として地域に根ざした活動を展開します。	97回	100回	延べ 110回	 (スポーツ推進委員(48人)年間活動回数)				



(7) スポーツ施設の有効利用

施設利用者が、安全・安心で、活用しやすいスポーツ施設の管理運営に努めます。また、市内のどの施設も、すべての人々のスポーツを「する」「みる」「支える」「育てる」機会の充実を図るため、効果的・効率的な利用ができるよう、質の高いスポーツ環境を計画的に整備します。

① スポーツ施設の管理運営

体育館・グラウンド・テニスコートなど

② 学校施設開放の推進

体育館・グラウンドなど

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
スポーツ施設の環境整備	スポーツ施設の適正な管理を行い、施設利用者の利便性の向上を図ります。	延べ42万人	延べ43万人以上	延べ44万人	—————→			延べ45万人
学校体育施設の開放	地域スポーツの振興を図るため、身近にある学校体育施設を有効利用します。	2,818人	延べ3,000人以上	延べ3,000人	—————→			延べ3,300人
				(学校施設の利用登録をした人数)				

(8) スポーツ事業の推進

スポーツを「する」「みる」「支える」「育てる」機会を確保する観点からも、各種スポーツイベントや教室を開催し、スポーツに親しむ習慣を身に付け、健康の保持増進が生涯にわたり図られるよう、生涯スポーツの振興に努めます。

① スポーツイベントの開催・支援

あいの土山マラソン・10時間耐久リレーマラソンなど

② スポーツ教室の開催

脂肪燃焼教室・ウォーキング教室など

③ 地域における健康体力づくり活動の推進

新体力テスト・オリジナル体操「世界に一つだけの体操」の普及など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
あいの土山マラソン大会の開催	日本陸上競技連盟公認マラソンコースを会場に、全国各地からランナーを迎え、マラソン大会を開催します。	実施	継続実施	継続 実施	—————▶			
脂肪燃焼教室の開催	運動するきっかけ作りや体力の維持・増進のため、一般成人から高齢者まで体力に応じ、幅広く実施します。	3教室 延べ117人	3教室 延べ120人	3教室 延べ120人	—————▶			4教室 延べ150人
					(開設している教室の数と受講者数)			

## 5. 歴史、文化財保護及び文化振興

### (1) 市史編さん事業の推進

本市の豊かな歴史文化を明らかにするとともに、これを市民が共有し、誇りを持てるまちづくりの資産とすることや、ふるさと甲賀の一体感と新しい時代に相応しい郷土愛の醸成をめざし、全8巻の構成による『甲賀市史』の編さんを推進します。

#### ① 市史の編さん・刊行・普及及び活用

市史全8巻の編集と刊行、市史編さん叢書<sup>\*17</sup>の刊行、刊行記念講演会・イベント、出前講座など



▲これまで刊行した『甲賀市史』

#### 甲賀市史全8巻の内容

通史編	第1巻	原始・古代編 「古代の甲賀」
	第2巻	中世編 「甲賀衆の中世」
	第3巻	近世編 「道・町・村の江戸時代」
	第4巻	近現代編 「明日の甲賀への歩み」
分野編	第5巻	信楽焼・考古・美術工芸
	第6巻	民俗・建築・石造文化財
	第7巻	甲賀の城
	第8巻	甲賀市大事典

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
甲賀市史全8巻の編集と刊行	『甲賀市史』全8巻を編集刊行します。	第5巻の刊行	第3巻の刊行	第4巻の刊行	第8巻の刊行			
市史編さん叢書の刊行	市史調査で明らかになった資料をもとに叢書を刊行します。	第8集の刊行	第9集の刊行	第10巻の刊行	第11巻の刊行			
刊行記念講演会・イベント及び出前講座	市史を活用した事業を実施します。	刊行記念講演会1回 歴史塾3回	刊行記念講演会1回 歴史塾3回	講演会等普及事業	→			

\*17 市史の編さん事業で得られた新史料のうち重要なものを紹介する資料編

**(2) 歴史文化遺産の普及と文化財保護意識の啓発**

本市の歴史文化を知ることは、これからの市の進むべき方向を見定めるうえで大切なことです。そのために先人が残してくれた豊かな歴史文化遺産の価値を広く共有できる事業を展開していきます。特に次代を担う子どもたちに伝えることが大切であり、資料館を中心に学校教育と連携して地域学習を推進します。

「地域の文化財は地域で守る」を基本に、市民が主体的に保護継承してきた地域の歴史文化資産を、今後も地域の誇りとして守っていけるよう市民が参画できる仕組みづくりをめざし、保護意識の啓発に努めます。

**① 資料館施設における公開活用事業の充実**

歴史民俗資料館等展示会開催、歴史学習、子ども体験学習会など

**② 市民を対象とした文化財保護意識の醸成、啓発**

文化財探訪、文化財防火防犯対策、郷土史会等支援など

**【主要事業と成果指標・事業目標】**

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
歴史民俗資料館等 展示会開催	歴史民俗資料館の展示を充実させ、文化財の公開を図ります。	19,405人	20,000人	20,000人 (入館者数)	→				
文化財防火防犯対策	文化財を火災、盗難から未然に防ぐため防火防犯対策を図ります。	0件	0件 未指定 (2件)	実施 (発生 件数0 件)	→				

### (3) 文化財の調査管理と保存整備

市内にはさまざまな分野の歴史資産や埋蔵文化財が潜在しており、これらの実態が分からないうちに散逸や開発により破壊されないよう実態調査や発掘調査に努め貴重な物件について指定を進めます。また文化財の価値を損なうことなく継承するために、適切な保存修理を実施します。

さらに国史跡紫香楽宮跡や水口岡山城跡等の歴史的価値の高い遺跡を適切に保存し、地域や市民の生活に活かすことにより次の世代へと確実に継承するために積極的な整備活用を図ります。また、湖国の宝として活用するため滋賀県との連携推進に努めます。

#### ① 文化財の管理と保存、伝承活動支援

文化財保護審議会、文化財の市指定、民俗文化財伝承補助、指定文化財防災管理補助、史跡・天然記念物保存、指定文化財保存修理など

#### ② 文化財調査の推進

建造物調査、美術工芸品調査、古文書調査、史跡名勝天然記念物調査、民俗文化財調査、市内遺跡緊急発掘調査など

#### ③ 滋賀県との連携による調査等の推進

国史跡紫香楽宮跡発掘調査、水口岡山城跡調査など

#### ④ 史跡等の整備活用

国史跡紫香楽宮跡の整備活用、あいこうか岡山城プロジェクトなど

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
文化財の市指定	貴重なものについて文化財として指定し、保護の措置を図ります。	8件	2件	145件 (市指定文化財数)	→	150件	→	155件
文化財の調査保存	未指定文化財の実態調査を行うとともに適切な保存修理を実施します。	1件(保存修理)	3件(保存修理)	調査及び保存修理の実施	→			
史跡紫香楽宮跡の整備活用	整備活用計画に基づいて市民とともに史跡整備を実施し、活用に努めます。	整備活用計画策定	実施計画策定	整備事業の実施	→			
あいこうか岡山城プロジェクト	城跡の発掘調査と並行して市民の意見を反映させながら保存管理計画や整備活用計画を策定します。	測量調査継続 発掘調査開始	測量調査完了 発掘調査継続実施	発掘調査の継続実施	→	保存管理計画の策定	→	整備活用計画の策定

#### (4) 歴史文化遺産の継承と活用

これからの歴史文化遺産の継承には「市民との協働」が不可欠です。市民が主体的に保護継承してきた歴史文化遺産を今後も地域の誇りとして守り継承するため、市民の文化財保護意識の醸成と、積極的に市民が参画できる仕組みづくりをめざします。

さらに、歴史講演会や探訪事業により、本市の豊かな歴史文化を普及させ、文化財をより多くの市民に公開し、歴史に親しめる機会づくりに努めます。

そして、市内に豊富に存在する文化財をまちづくりにおいても活用できるよう、観光事業とも連携し、歴史文化情報の収集を行い、魅力の発信を積極的に進めるとともに歴史と文化を感じられる甲賀らしい地域づくりをめざします。

##### ① 歴史文化遺産の保存、継承及び積極的な活用

歴史講演会の開催、文化財展示会の開催、文化財案内ガイドブック・パンフレットの作成など

##### ② 歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進

市民との協働・連携、町並み保存など

#### 【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
歴史講演会の開催	文化財、歴史関係の講演会を開き、文化財保護について普及します。	508人	550人	600人 (参加人数)	→				
文化財展示会の開催	指定文化財を展示公開します。	597人	600人	800人 (来館者数)	→				
市民との協働・連携	歴史的なまちづくりを行う団体と連携し、歴史を感じるまちづくりをめざします。	実施	実施	継続 実施	→				

**(5) 人材育成と活動の場の充実**

文化・芸術・芸能活動をとおして、地域文化の特色や社会状況を踏まえ、地域の魅力を伝え、伝統的、専門的な技術や知識を受け継ぐ人材を育てます。また、長期的な視点に立ったアートマネジメント能力を有する人材を育成し、文化・芸術・芸能活動の輪を広げていきます。

① 子ども・青少年が発表する機会の拡大

子ども・青少年の芸能フェスティバルなど

② すべての人々に芸術・伝統文化・生活文化を身近に体験できるワークショップ等の活動の促進

歌舞伎教室・落語教室・舞踊教室・鈴鹿馬子唄学習塾など

③ 子ども・青少年を対象とした文化公演等の支援と民間団体等との連携による文化活動の場や機会の拡大

甲賀市文化協会連合会・市内和太鼓集団・ダンス・バレエなど

④ 文化活動をサポートする人材の育成とその成果の活用

文化ホールサポーター・教育人材バンク登録制度など

⑤ 芸術家等の創造活動への支援

甲賀市美術展覧会など

**【主要事業と成果指標・事業目標】**

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
実演芸術 ワークショップ事業	すべての人々の多様なニーズに対してのワークショップ事業を開催します。	85人	200人以上	延べ 100人 (参加 者数)	—————→				延べ 200人

(6) 文化・芸術・芸能の環境整備の充実

文化的視点に立った文化施策を推進し、文化振興のための組織づくりを進めるとともに、歴史的建築物から現代にいたる既存の文化施設、まち並み、自然などを有効に活用していきます。

① 文化施設の利用促進

市内文化ホールの自主企画事業など

② 文化ホールのあり方についての検討

市内文化ホールなど

③ 民間団体・NPO等が行う文化の公演等への支援

滋賀県文化振興事業団・甲賀市文化協会連合会など

④ 高齢者・障がい者等すべての人々の文化活動等の環境整備

市内文化ホールなど

⑤ 文化・芸術・芸能活動が活発に行われる環境づくりの推進

事業の共催又は後援、広報、協力など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画				
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
市内文化ホールの 自主企画事業	市内文化ホールの特長を 生かし、文化・芸術・芸 能事業を市民へ提供しま す。	9,427人	10,000 人以上	延べ 9,500 人 (入場 者数)	—————→			延べ 10,000 人



(7) 文化・芸術・芸能の自主活動への支援

市民の自主的な文化・芸術・芸能活動が充実したものとなるように、支援を行っていきます。

① 自主活動に必要な情報提供、文化施設相互の連携促進及び支援

文化・芸術・芸能の自主活動団体など

② さまざまな分野の芸術家や文化団体等関係者の活動への支援

甲賀市美術展覧会・芸能祭の開催など

【主要事業と成果指標・事業目標】

事業	内容	参考		年次計画					
		24年度 実績	25年度 目標値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
自主活動団体の支援	自主活動団体の育成と自主・自立を目指した支援を実施します。	補助金の 交付	継続実施	支援	→				
あいこうか「うた」プロジェクト	市の魅力を再発見し、内外に発信するため短歌作品を募集します。	2,393 首	2,500 首	2,600 首	→		市民主体として実施 (実行委員会) 3,000 首	→	
甲賀市美術展覧会等の開催	市民公募展である甲賀市美術展覧会等を開催します。	実施	継続実施	継続実施	→				

## 第5章 教育環境整備計画

子どもの安心・安全の確保と子どもを取り巻く教育環境の整備を推進するため、以下のとおり整備計画を示します。

### 1. 学校・園の適正規模と適正配置の見直し

本市には、少子化の進行が著しい地域と人口集中の進む地域とがあり、このことが、園や学校間の保育・教育環境に格差を生じさせています。

こうした教育環境の格差は、次代をたくましく生き抜く子どもたちを育むうえで影響も想定されることから、早期に、園・学校の適正な規模への改善を図る必要があります。

小・中学校の再編については、平成21年（2009年）6月30日に甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会から、「小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」について答申を受けました。この委員会では、次代を担う児童・生徒がよりよい環境の中で教育を受けられることをめざして、小中学校の適正規模・適正配置について、あらゆる側面から客観的に議論を重ねていただきました。

答申された事項は、次のとおりです。

#### (1) 学校の適正規模

- ・ 1学級あたりの児童・生徒数は30人から35人を理想とする。
- ・ 学校の学級規模は、小学校各学年2学級程度、中学校各学年4学級程度を理想とする。

#### (2) 学校の適正配置

- ・ 適正配置を実施するにあたっては、隣接校との「通学区域の変更」について検討し、これによって適正規模の確保が困難である場合は「学校の再編等」を行う。

#### (3) 適正規模・適正配置の推進に向けての重点事項

- ・ 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、保護者、地域住民などと十分に協議し、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- ・ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて適正配置に努めること。

など、6項目にわたる重点事項を提言いただき、関係者が一体となって進めるこ

とを求められています。

教育委員会ではこの答申を重く受け止めながら、保護者・教員へのアンケート調査を行い、小・中学校の適正規模を確保するための適正配置について、教育委員会素案を作成しました。

将来にわたる少子化の進行や保護者・児童生徒の教育ニーズ多様化への対応、そして、学校の魅力や強みをさらに活かす特色ある学校づくりをめざす学校再編は避けることはできないと考えられます。しかし一方では、学校規模が小さな小学校の特色ある教育活動も児童の個性や能力が発揮できる本市の大切な教育資源です。

そこでまずは、答申の提言にもある「通学区域の変更」の一貫として、また、学校規模が極めて小さな5校の教育活動が本市教育にさらに活用できるシステムとして「特認校制度」を立上げ、市内の児童であれば誰もが一定の要件を満たせば就学出来る制度として平成25年度からスタートさせました。

現在のところ、本制度を活用しようとする顕著な動きは見えませんが、毎年、本制度への検討・改善を加え、その推移を見守っています。

一方、幼稚園・保育園については、平成22年（2010年）2月22日に、「甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方」について、甲賀市幼保検討委員会から答申を受けました。この委員会では、次代を担う乳幼児が、恵まれた環境の中で就学前の教育・保育を受けることを主眼に置き、適正規模や適正配置、さらには民営化のあり方について、客観的な観点から議論を重ねていただきました。

答申された事項は、次のとおりです。

#### (1) 幼稚園・保育園の課題

- ・ 在園児が10人以下の園や200人近い園があり、集団での育ちの面から望ましい適正規模の園とする必要がある。
- ・ 約半数の施設が30年以上経過しており、耐震対応できていない建物で、安全確保の面からも建替が必要である。
- ・ 財政的には、公立の施設を建設することが困難な状況になっており、民間の活力を導入する必要がある。

#### (2) 適正規模等について

○幼稚園の規模 170人程度が適当

○保育園の規模 150人程度が適切

- ・ 3歳児については1クラス20人、4・5歳児については1クラス30人が配置基準であるが、基準人数以下での保育が必要な場合がある。
- ・ 0歳児から2歳児については保育に欠ける乳幼児が増加している現状から、受け入れについて努力が求められている。

(3) 幼稚園・保育園の民営化のあり方について

○民営化の基本的な考え方について

- ・ 多様な保育サービスの充実、老朽化した施設の整備、待機児童の解消など、多様な教育・保育ニーズに対応するためには、公立幼稚園・保育園の役割に加えて、柔軟な対応やマネジメント力を備えた私立幼稚園・保育園の民間活力を効果的に活用することが有効
- ・ 幼稚園単独園の民間実施には多くの問題が生じるとは思えない
- ・ 公立保育園の民間移管を進めるに際しては、旧町地域に一つは公立保育園を引き続き配置し、機能の充実と公立保育園としての役割を積極的に担うとともに、それ以外の保育園については移管のためのルール作りとその選定基準などの透明性を確保する必要がある。

○民営化を進めるうえでの課題と留意事項について

- ・ 何よりも子どもの保育の質を重視するとともに、民営化に対する保護者の不安を解消し円滑な移管に努めること。特に、民営化に関する情報の公開と保護者に対する説明などの機会を確保すること。

この答申を踏まえ、「幼稚園・保育園再編計画」を策定するとともに、待機児童ゼロを目指し、施設の統合・整備並びに民営化を順次行うことにより適正規模・適正配置による安心、安全な子育て支援体制の整備を進めます。

園並びに小中学校の適正規模及び適正配置への取り組みは、単に施設の統廃合の議論に終始するのではなく、将来の甲賀市を担う人材の育成にむけた保育・教育のあるべき姿を見極め、例えば、幼稚園・保育園・小学校の連携教育や小中一貫教育など、地域の特性を活かした甲賀市の新しい教育モデルを提示する取り組みでなければなりません。

したがって、答申をもとに子どもたちにより良い保育・教育環境を提供することを最優先の目的として、教育委員会再編計画案づくりを進めており、それをもとに保護者や地域との十分な協議を経て合意形成を図りながら、その取り組みを進めます。

## 2. 耐震性の確保を図る整備の推進

教育施設の耐震化については、耐震診断の結果を踏まえ、施設整備計画に基づき、優先的に実施してきた義務教育諸学校の推進と、今後においては、保育園・幼稚園・社会体育施設等の耐震化を推進していきます。

## 3. 教育環境の質的な向上を図る整備の推進

子どもが安心して安全かつ快適な学校・園生活を過ごせるよう防犯対策も考慮した中で、老朽施設の大規模改造事業に取り組むとともに、併せてバリアフリー化や計画的な修繕工事、施設の長寿命化などの施設環境の整備を推進します。

また、公民館や図書館などの社会教育施設については、ICT環境<sup>\*18</sup>など時代のニーズに対応した質の高い教育を受けることができる教育環境の整備に取り組むとともに、文化ホールにおいては設備機器の経過年数に伴う更新を進め、舞台芸術の振興に努めます。そして、市民が安心して利用できるよう改修事業などの整備を推進します。

## 4. 安心して安全な給食を提供する施設整備の推進

給食は、将来を担う子どもたちの健全な心と身体を守ることや、食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものであります。

3歳未満児の自園給食においては、園児数を考慮して効率的・効果的に実施できるよう努めます。引き続き、「学校給食衛生管理基準」<sup>\*19</sup>に即した安心して安全な学校給食を提供するとともに、効率的な学校給食の運営を図るため学校給食施設の整備を推進します。

---

\*18 情報通信技術（インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー）の略。広く普及した「IT」とほぼ同義語ですが、ITに比べて情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしています。

\*19 学校給食における衛生管理の徹底につき、平成21年文部科学省告示第64号が平成21年4月1日から施行されました。

## 第6章 計画を推進するために必要なこと

この章では、甲賀市がこの計画を推進し、実効あるものとするため必要となる事項を示します。

特に、すべての教育施策推進の土台に安全管理体制の堅持と、事業に携わる者一人ひとりの安全に対する意識と資質の向上を据えて取り組みます。

### 1. 安全管理に対する取り組み

#### (1) 甲賀市青少年活動安全誓いの日

平成19年(2007年)7月31日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に深く刻み込まなければなりません。

このことを教訓として、再発防止への強い決意のもと、次代を担う青少年の健全育成に資する安全な野外活動を実施することを誓い、毎年7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と決めました。

野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対する認識を再確認する機会として、市民、市のあらゆる機関や青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を毎年開催し、「甲賀市青少年活動安全誓いの日」の精神が根付いていくよう今後も取り組みます。

#### (2) 安全管理体制の整備

##### ① 本市危機管理計画に基づく「危機管理個別マニュアル」の整備

市の各部局は、予測される危機に関する未然防止、緊急対策及び事後対策を迅速・的確に実施できるよう、危機別に危機管理個別マニュアル(以下「個別マニュアル」という。)を作成しています。

教育分野においては、「不審者対応マニュアル」や「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」等それぞれの個別マニュアルを作成しており、毎年度、連絡体制等の点検及び見直しを行うこととして、事業実施前における事業計画書(下見計画、安全対策計画含む)及び事業執行各段階のチェックシートの作成などが基本項目として盛り込まれており、個別マニュアルを活用し安全対策に取り組みます。

## ② 職員の責任能力・意識、安全意識、安全管理能力を強化するための研修会等の持続的実施

管理・監督する立場にある職員を対象に、安全管理指導力を強化するための研修を実施します。また、各種団体等の指導者や担当者を対象にした青少年自然体験活動指導者等研修会では、平成19年の水難事故事案を教材としながら、自然体験活動実施に際しての安全対策や安全意識の強化を図ります。

こうした研修等を持続的に実施し、市の安全管理体制が機能するよう、管理職及び事業担当者の資質向上に取り組みます。

## ③ 「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」の設置

本市では、「甲賀市事業執行安全管理体制審査委員会」を設置しました。この審査委員会は、市の安全管理体制が人事異動や社会の価値観の変化にも左右されず、ゆるぎないものとして持続的に機能するように、安全管理体制をさらに管理するための体制を整備したものです。

審査委員会では、各部局等の安全管理体制などを、次の4項目について引き続き審査します。

- ア 各部局の安全管理体制が持続的に機能しているかどうか
- イ その結果、疑義が認められれば、改善指導を行う
- ウ 個別の安全管理マニュアルに不備がないか検証する
- エ その他安全管理全般にわたり必要なこと

## ④ 「セーフコミュニティ」の活動

本市では、平成24年度から世界基準の取り組み「セーフコミュニティ」の活動を始めました。（世界認証の制度です。）

この活動では、市民が安心して安全に暮らせることのできるまちづくりを推進するため、平成25年8月に「甲賀市セーフコミュニティテーマ別対策委員会」が設置されました。

その5つのテーマの1つである「子どもの安全対策委員会」の事務局が教育委員会に設置され、「子どもの安全」のために「まちぐるみ・地域ぐるみの取り組み」として高まり、より安心・安全なまちづくりはもとより、地域の「絆」の強化や、地域の活力向上などの効果が期待されます。

## 2. 子どもたちの6つの生活習慣

子どもたちの健やかな成長には、次の「6つの生活習慣」が重要と考えます。

### 早寝

睡眠は「からだ」「こころ」「学力」の土台です。

### 早起き

朝日をあびると脳もからだも目覚めます。

### 朝ごはん

食事は「からだ」をつくるだけでなく、「こころ」もつくります。

### あいさつ

あいさつは明るく元気になる「源」です。

### 読書

読書はすべての学習の基礎です。

### 運動

運動は「こころ」をさわやかにし、集中力を高めます。

本市の教育で何より大切にしたいことは、子ども一人ひとりが「基本的な生活習慣をきちんと身に付ける」ということであり、またそれらが自然に実践できる、「癖」の域まで育て上げることです。

その基本となるのが、この「子どもたちの6つの生活習慣」です。

家庭では、「早寝」「早起き」「朝ごはん」を、学校・園においては、「あいさつ」「読書」「運動」を、子どもたちがきちんと習慣付けられるよう努めます。

この6つの生活習慣が身に付けば、学習習慣も自ずと身に付き、学力<sup>\*20</sup>のアップにつながると信じています。

---

\*20 ここで示す「学力」とは、学校等で行われる学習によって得られた能力、いわゆるテストで測ることのできる能力ではなく、感動・共感・熱意・創造性・発見等の知識のみならず、生活上の技能や情緒的な要素を含む、毎日によりよく生きるための力、いわゆる「まなぶ力」をいいます。



「早寝」して睡眠時間を確保し、「早起き」して朝の光を浴びて体内時計を整え、「朝食」をしっかり摂って園や学校に行き、毎日、「あいさつ」で生まれる良好な人間関係の中で、適度な「運動と読書」を続けていけば、おのずと心は育ち、学習効果は向上します。

また、文部科学省が、改正教育基本法を反映した新しい学習指導要領で大切にしている「生きる基本」の考え方を国民に浸透させるために、「心を育む5つの提案」をしています。その1番目に『「読み書きそろばん・外遊び」を推進する。』という提案があり、この提案をとおして、生きる基本が身に付いた元気なたくましい子どもを育てたいとしています。

甲賀市が取り組む「子どもたちの6つの生活習慣」は、この「読み書きそろばん・外遊び」の意義に相通するものです。

### 3. 教育委員会機能の充実

平成20年（2008年）4月に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体における教育行政の基本理念が明確化されるとともに、教育委員会の責任体制の明確化及び教育委員会の体制の充実などに関する規定が追加されました。

市民を育て、その自己実現を図るための環境を整えることを本務とする教育委員会には、より高い使命感をもってその責任を果たしていくことが求められています。

また、多様化する教育行政への市民ニーズや、小中学校をはじめとする100を超える教育機関で発生する課題など、教育委員会が対応し処理すべき事務は増加しています。

こうしたことから、教育委員会機能の充実を図るため、次のことに取り組みます。

#### (1) 教育委員会委員協議会の設置

教育委員が、教育委員会の処理すべき事務にかかる調査、研究を行うなどその活動を充実させるため、教育委員会委員協議会（以下「委員協議会」という。）を設置しています。

委員協議会では、次のような活動を行います。

- ・ 教育にかかる制度改正に対応するための法令等の調査、研究
- ・ 地域の教育事情把握のための市内の学校・園や社会教育施設等の踏査
- ・ 教育機関の活動状況把握のための、教育委員会が設置する機関との懇談

## (2) 危機管理体制の確立について

災害や事件、事故、伝染病、職員の不祥事などの危機の発生に対し、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制を確立します。特に、教育委員会では、100を超える教育機関で多くの方々が学習活動をされており、日々、さまざまな危機の発生が想定されます。

その被害や影響の軽減を図るため、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理にかかる基本的な取り組み方針を定め、教育施策の推進を図ります。

なお、危機に際しては、甲賀市危機管理計画及び甲賀市国民保護計画を遵守します。

## (3) 効率的・効果的な組織・機構のあり方について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会部局が管轄する部門の一部を市長部局へ移行することが可能となりました。

甲賀市教育委員会では、これまで「組織のスリム化」と「組織横断的な課題への対応」を目的として、数回の組織改編を行っています。

今後、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実など、当面する課題の解決を図りながら、さらなる事務事業の見直しや、組織のスリム化に努め、望ましい組織のあり方を引き続き検討していきます。

## 4. 進捗状況の点検と評価

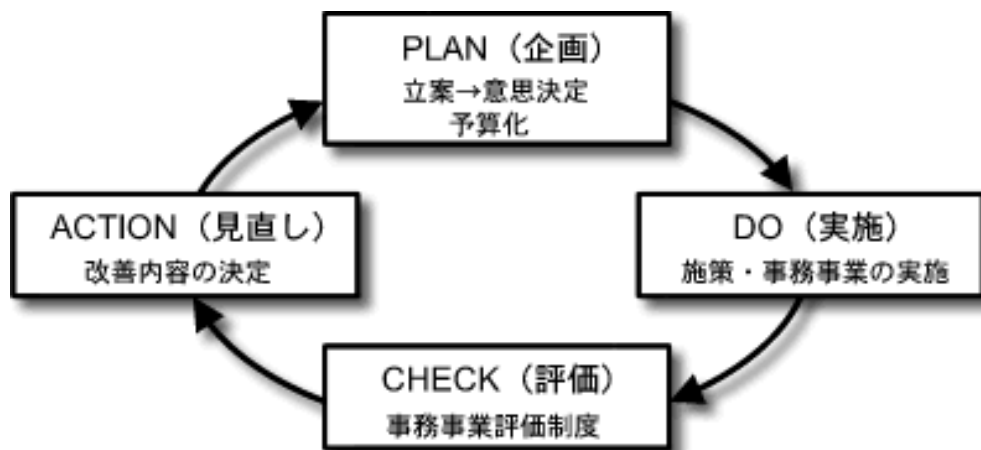
第3章において、本市がめざす教育の姿を実現するための施策の基本的な方向を示し、第4章において、その主要事業を掲げましたが、これらを計画的に効率よく実施するためには、まず自らが現状を把握し、事業の点検・評価を行う必要があります。

さらに、自らが行った点検及び評価の結果について、甲賀市附属機関設置条例第3条の規定に基づく、教育関係者などで構成する「甲賀市教育行政評価委員会」に意見を求めます。その結果により見直し等を行い、翌年度の事業展開に活かすことで、計画を着実かつ効果的に推進しており、その結果については公表します。

このように、PDCAのマネジメントサイクルに基づく点検評価システムを導入しており、今後も検証を行い進捗管理を進めていきます。

～PDCAのマネジメントサイクル～

1. P l a n (計画・意思決定)  
従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. D o (実施・実行)  
計画に沿って業務を行う。
3. C h e c k (点検・評価)  
業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. A c t i o n (見直し・改善)  
実施が計画に沿っていない部分を調べて改善する。



## 5. 関係者の役割分担と連携協力

教育は、多くの関係者の取り組みにより社会全体で担われるものです。

この甲賀市教育振興基本計画を実りあるものとするためには、市民一人ひとりが、自らの問題として、主体的に考え、参画し、行動することが大切です。

以下のとおり、学校、家庭、企業、地域等のそれぞれに期待される役割を示します。それぞれが役割を果たしつつ、互いに連携・協力し、社会全体でよりよい子どもの育ちを支える環境を整えることで、計画に掲げる施策が強力に推進できることを期待します。

### (1) 学校の役割

学校は、美しい自然と豊かな歴史をもつ「甲賀のよさを生かし、学習指導を中心としたあらゆる教育活動をとおして、すべての子どもが、将来、社会の形成者としてその責任を果たすため、基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の「生きる力」を育成する場です。

特に、「あいさつ・読書・運動」などの生活習慣や、生涯にわたって学び続ける態度を形成する学習習慣を身に付けることは大切です。

また、学校生活をとおして、望ましい人間関係のなかで集団の一員としての自覚を育て、協働の意義を学びながら、社会生活上必要なルールを習得する場でもあります。

### (2) 家庭に期待される役割

子どもの育ちには、家庭環境が大きく影響します。特に3歳くらいまでの子どもにとっては、保護者から十分な愛情を注がれて育てられることが、とても大切です。

また、保護者自らが、日常生活の中でさまざまな場面で手本を示し、教えることが大切です。「子どもは親の背中を見て育つ」と言われます。家庭教育において善悪の判断や規則を守るといった社会生活上のルールやマナーを、しっかりと子どもに身に付けさせることが求められています。

家庭とは、子どもに基本的な生活習慣・生活能力や自立心、コミュニケーション能力などを身に付けさせる場であるとともに、子どもに安らぎを与える場でもあります。

### (3) 企業等に期待される役割

企業には、労働時間の短縮、有給休暇の取得や転勤等への配慮など、従業員が、子育てや学校行事に参加しやすい職場環境づくりとともに、従業員の方々を対象とした企業内での生涯学習の機会づくりを求められています。

また企業等の協力を得て、中学生の職場体験学習の場として実際に働きながら商業活動等を体験する機会を得ることは、働くことに対する喜びや労働をとおして社会への貢献による自己実現の重要性を学習することが出来ることとなります。

企業等には、そうした教育活動への参加や支援、そして子どもの社会規範意識の向上に資する情報発信を期待しています。

### (4) 地域等に期待される役割

地域社会は、幅広い世代の人々が多様な人間関係の中で生活しています。その中で子どもたちは、地域の大人たちの生き様に直接触れ、また、さまざまな活動の場をとおして、大人から子どもへ地域固有の文化が伝承されています。また、子どもは、社会のルールやモラル、マナーも地域の身近な大人の行動や言動に影響を受けながら身に付けていきます。

このような教育機能をもつ地域がその役割を果たしていくためには、地域の人々が率先して協力し合い、連帯意識の醸成を図り、ふるさとの良さを子どもたちに実感させ、安心して遊び、安全に生活できる地域づくりに協働して取り組むことが何より求められています。

また、地域やボランティア団体・NPO等には、専門的知識や技術を持つ指導者をはじめ多様な人材がおられることから、地域、園・学校、公民館等の教育活動に積極的に参画し、支援いただくことを期待します。

## 6. 市民の意見等の把握と反映

教育委員会は、住民に身近な機関として、市民の意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、事業展開を行わなければなりません。

この計画の推進にあたっては、事業の立案や実施におけるプロセスから、市民との協働を大切にします。

このため、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、市民の意見等を把握し、反映する機会の充実に努めます。

## 7. 計画の見直しと新たな課題への対応

本計画は、平成22年2月に策定の「甲賀市教育振興基本計画」に掲げる、今後10年先を見通した教育のめざすべき姿の達成はいまだ途上にあることから、その主旨は継続することとし、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示し「甲賀市教育振興基本計画 後期計画」を策定しました。

今後においても、全国的な教育制度改革が行われた場合や、再び上位計画である「甲賀市総合計画」が改訂された場合など特段の事由がある場合には、状況の変化に対応し教育施策に適切に反映するため、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直し、その一部又は全部を改訂することもあります。

また、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しています。こうした市を取り巻く状況の変化に対応するため、計画期間においても、適時適切に新しい課題に対応するための検討を進め、必要に応じて計画を見直し、教育施策への適切な反映に努めます。

## 参 考 資 料

## ◆関係法令

### 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造をめざす教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 教育の目的及び理念

##### (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

##### (教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、



他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営むうえで必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教

育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。